

第 2 編 災害予防計画

<目次>

第1章	基本方針	27
第1節	災害応急対策に係る備えの充実	27
第2節	市民参加による地域防災力・減災力の向上	27
第3節	堅牢でしなやかな防災基盤の整備	27
第4節	その他の災害予防対策の推進	27
第2章	災害応急対策に係る備えの充実	29
第1節	組織体制の整備	29
第2節	研修・訓練の実施	30
第1節	研修	30
第2節	防災訓練	30
第3節	自主防災組織等への防災訓練に関する指導	31
第4節	職員行動マニュアル等の作成	31
第3節	関係機関等との応援体制の整備	32
第1節	県、近隣市町等との連携強化	32
第2節	防災関係機関等との連携強化	32
第3節	民間企業等との連携強化	32
第4節	応援・受援体制の整備	32
第5節	広域避難・広域一時滞在の体制の整備	32
第4節	情報収集・伝達体制の強化	34
第1節	災害時非常無線通信体制の充実強化	34
第2節	フェニックス防災システムの活用	34
第3節	防災気象情報提供システム等の活用	34
第4節	加東市防災気象情報サイトの活用	34
第5節	ICTの活用	34
第6節	監視カメラの整備と活用	34
第7節	市民に対する通信連絡手段の整備	34
第5節	防災拠点の整備	36
第1節	地域防災拠点（物資集積拠点）の整備・充実	36
第2節	コミュニティ防災拠点の整備・充実	37
第3節	広域防災拠点等との連携	37
第6節	火災予防対策の推進	38
第1節	出火防止・初期消火体制の整備	38
第2節	消防力の強化	39
第7節	防災資機材の整備	40
第1節	自主防災組織等の資機材	40
第2節	防災資機材	40
第8節	災害救急医療システムの整備	41
第1節	災害対応病院等の整備	41

第2	災害救急医療システムの充実	41
第3	医薬品等の確保	41
第4	市民に対する啓発	41
第5	災害医療体制等の整備	41
第9節	緊急輸送体制の整備	42
第1	緊急輸送道路ネットワークの形成	42
第2	緊急交通路の確保	42
第3	ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用	42
第10節	避難対策の充実	43
第1	避難所等の指定	43
第2	避難所管理運営体制の整備	45
第3	施設、設備の整備	45
第4	避難所運営組織の育成	46
第5	避難所開設・運営訓練	46
	地区（自治会）及び自主防災組織等と連携した避難所開設・運営訓練の実施に努めるものとする。	46
第6	避難所管理運営マニュアルの普及・周知	47
第7	感染症に対応した適切な避難対策	47
第8	避難指示等発令判断の準備	47
第9	「マイ避難カード」の普及による避難意識の向上	47
第11節	備蓄体制等の整備	48
第1	基本方針	48
第2	食料	48
第3	生活必需物資	49
第4	衛生物資	50
第5	応急給水	50
第6	医薬品	51
第12節	家屋被害認定体制等の整備	52
第1	家屋被害認定体制等の整備	52
第2	被災宅地危険度判定体制の整備	52
第3	兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入促進	53
第13節	廃棄物対策の充実	54
第1	実施責任	54
第2	災害廃棄物処理計画の策定	54
第3	応援体制の整備	54
第14節	要配慮者支援対策の充実	56
第1	健康・福祉・医療の連携	56
第2	要配慮者支援体制の確保	56
第3	要配慮者自らの備えの充実	57
第4	社会福祉施設等の整備	57

第 5	要配慮者利用施設に係る総合的な災害対策の実施	58
第 15 節	災害ボランティア活動の環境整備	59
第 1	災害ボランティア受入計画の作成	59
第 2	受入体制の整備	59
第 3	災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化	59
第 4	県災害救援専門ボランティアの活用	60
第 16 節	水防対策の充実	61
第 1	雨水出水浸水想定区域の指定	61
第 2	洪水予報等の伝達方法	61
第 3	洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保	61
第 4	浸水想定区域における避難確保措置	61
第 5	避難確保計画の作成指導等	61
第 6	市民への周知	61
第 17 節	土砂災害対策の充実	63
第 1	警戒避難体制の整備	63
第 2	風水害に伴う土砂災害による被害を防止するための対策	63
第 3	土砂災害警戒区域等における避難確保措置	63
第 4	避難確保計画の作成指導等	63
第 18 節	中山間地等における風水害対策	65
第 19 節	災害対策基金の積立・運用	66
第 20 節	重要施設の防災対策	67
第 1	重要施設の登録	67
第 2	平常時の取組	67
第 3 章	市民参加による地域防災力・減災力の向上	68
第 1 節	防災に関する学習等の充実	68
第 1	市民に対する防災思想の普及	68
第 2	災害教訓の伝承支援	68
第 3	市民に対する防災・減災知識の普及	68
第 4	市及び防災関係機関の職員が習熟すべき事項	69
第 5	防災要員等の養成	70
第 6	防災上重要な施設の職員等に対する教育	70
第 7	学校における防災教育	70
第 2 節	自主防災組織の育成強化	72
第 1	方針	72
第 2	活動	72
第 3	自主防災組織への指導、支援	73
第 3 節	自主防災体制の整備	74
第 1	地区防災計画の策定	74
第 4 節	消防団の充実強化	75
第 1	内容	75

第5節	企業等の地域防災活動への参画促進	76
第1	災害時に企業等が果たす役割	76
第2	企業等の平常時対策	76
第3	企業等の自衛防災組織	76
第4章	堅牢でしなやかな防災基盤の整備	78
第1節	市街地等の防災構造の強化	78
第1	安全・安心な都市づくりの推進	78
第2	市街地等の防災構造化	78
第3	市街地等を連絡する道路ネットワークの確保	78
第4	幅員狭小区間道路の解消等	78
第5	その他施設の整備	78
第2節	水害防止施設等の整備	80
第1	河川施設の整備	80
第2	内水の排除対策の推進	80
第3	ため池施設の整備	80
第3節	防災基盤・施設等の整備	81
第1	防災基盤整備事業計画	81
第2	防災基盤整備事業の実施	81
第4節	地盤災害の防止施設等の整備	82
第1	砂防設備の整備	82
第2	地すべり防止施設の整備	82
第3	急傾斜地崩壊防止施設の整備	82
第4	治山施設の整備	83
第5	土地改良施設の整備	83
第6	宅地施設の整備	83
第7	災害危険区域対策の実施	83
第8	地盤沈下の現況	84
第5節	交通関係施設の整備	85
第1	道路施設の整備	85
第2	災害時用臨時ヘリポートの整備	85
第6節	ライフライン関係施設の整備	86
第1	電力施設の整備等	86
第2	ガス施設の整備等	87
第3	電気通信施設の整備等	89
第4	水道施設の整備等	92
第5	下水道施設の整備等	93
第5章	その他の災害予防対策の推進	95
第1節	危険物等の事故の予防対策の推進	95
第1	危険物の保安対策の実施	95
第2	高圧ガスの災害予防対策の実施	96

第3	火薬類の災害予防対策の実施	96
第4	毒物・劇物の災害予防対策の実施	97
第2節	大規模事故災害予防対策の推進	99
第1	交通安全の確保	99
第2	災害応急活動体制の整備	99
第3	捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え	99
第4	緊急輸送活動等への備え	100
第5	雑踏事故の予防	100
第6	防災関係機関の防災訓練の実施	101
第3節	原子力等事故災害予防対策の推進	103
第1	防護措置にかかる体制の整備	103
第2	原子力防災に関する知識の普及啓発	103
第3	要配慮者支援対策の強化	103
第4	県外からの避難の受入れ体制の整備	103

第1章 基本方針

災害予防計画（風水害対策編）は、加東市強靱化計画を踏まえ、次の考え方を基本方針とする。

第1 災害応急対策に係る備えの充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するための平常時からの備えを充実するため、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。

- (1) 組織体制の整備と災害対応手引き作成
- (2) 研修・訓練の実施
- (3) 関係機関等との応援体制の整備
- (4) 情報収集・伝達体制の強化
- (5) 防災拠点の整備
- (6) 火災予防対策の推進
- (7) 防災資機材の整備
- (8) 災害救急医療システムの整備
- (9) 緊急輸送体制の整備
- (10) 避難対策の充実
- (11) 備蓄体制等の整備
- (12) 家屋被害認定体制等の整備
- (13) 廃棄物対策の充実
- (14) 要配慮者支援対策の充実
- (15) 災害ボランティア活動の支援体制の整備
- (16) 水防対策の充実
- (17) 土砂災害対策の充実
- (18) 中山間地等における風水害対策
- (19) 災害対策基金の積立・運用
- (20) 重要施設の防災対策

第2 市民参加による地域防災力・減災力の向上

「自らの命、自らのまちは自ら守る」という防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、市民や企業等の防災活動への参画促進の方策を明示する。

- (1) 防災に関する学習等の充実
- (2) 自主防災組織の育成強化
- (3) 自主防災体制の整備
- (4) 消防団の充実強化
- (5) 企業等の地域防災活動への参画促進

第3 堅牢でしなやかな防災基盤の整備

災害による被害を防止し、又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧を図りうる強固でしなやかなまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、防災基盤の整備の内容等を明示する。

- (1) 市街地等の防災構造の強化
- (2) 水害防止施設等の整備
- (3) 防災基盤・施設等の整備
- (4) 地盤災害の防止施設等の整備
- (5) 交通関係施設の整備
- (6) ライフライン関係施設の整備

第4 その他の災害予防対策の推進

危険物事故、大規模事故災害等について明示する。

- (1) 危険物施設等の事故の予防対策の推進
- (2) 大規模事故災害予防対策の推進
- (3) 原子力等事故災害予防対策の推進

第2章 災害応急対策に係る備えの充実

災害応急対策を迅速かつ有効に展開するために必要な体制、資機材等の備えの充実に努める。

第1節 組織体制の整備

市及び関係機関における組織体制の整備について定めるものとする。

1 市の防災組織体制

市域における防災対策の推進のため、平常時から、防災に係る組織体制として加東市防災会議の整備、充実に努める。

(1) 設置根拠

災害対策基本法第16条

(2) 組織及び運営

災害対策基本法、加東市防災会議条例の定めるところによる。

(3) 所掌

加東市地域防災計画の修正及びその推進

2 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災組織体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれ平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努める。

3 その他

関係部局連携の下、審議会等を通じて有識者等の意見を参照し、防災・減災目標を設定するように努める。

資料

1-1 加東市防災会議条例

1-2 加東市防災会議委員構成

第2節 研修・訓練の実施

防災関係機関との相互連携並びに職員等の災害対応能力の向上のための研修及び訓練について定める。

第1 研修

学識経験者等を講師とした研修会を開催するほか、県等が主催する防災に関する講習会やシンポジウム等へ職員や自主防災組織員の積極的な参加を図り、災害対応能力の向上に努めるものとする。

第2 防災訓練

防災訓練を通して、実践的な対応力を高めるとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め、防災対策の充実強化を図る。

1 総合防災訓練

防災関係機関・団体と相互に連携し実戦的な総合防災訓練の実施に努める。

なお、実施の時期、場所、想定災害、訓練内容等については、参加機関等が協議して決定するものとする。

(1) 災害対策本部設置訓練

職員の非常参集、被害状況の収集・伝達、災害想定に応じた応急対策の検討等災害対策本部の設置運営に係る訓練

(2) 会場展示型訓練

人命救助、医療救護、消火、避難、物資輸送、応急復旧等防災関係機関が相互に連携した実戦的な訓練

(3) 市街地活用型訓練

市街地における災害発生を想定して、実際の建物等を活用した人命救助、避難、救護・搬送等の実戦的な訓練

(4) 広域連携訓練

物資の集積・配送、救援部隊・要員の駐屯・搬送等被災地への支援対策に係る訓練

(5) 地域総ぐるみ訓練

市民、自主防災組織、学校、事業所等が連携した避難、初期消火、避難所開設等の訓練

2 個別防災訓練

非常参集訓練や情報伝達訓練を実施するなど、現行の防災体制を検証するための訓練を単独又は共同で実施することにより、防災体制の充実強化に努める。

(1) 非常参集訓練

勤務時間外における災害の発生に備え、職員が緊急に参集する訓練

(2) 情報収集伝達訓練

(3) 図上訓練

災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を図上で行う訓練

① 対策のシミュレート訓練

② 他機関との連携訓練等

③ 鉄道事故等地震に伴う複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した訓練等

(4) 実地訓練

① 水防訓練

- ② 消防訓練
- ③ 災害救助訓練
- ④ 土砂災害対策及び避難訓練
- ⑤ 大規模事故等対策訓練
- ⑥ 林野火災訓練

3 「1.17は忘れない」地域防災訓練

阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、市民一人ひとりが大震災を忘れず、将来の災害への備えの充実を図るため、「ひょうご安全の日」である1月17日を含む「減災月間」を中心に、学校や自主防災組織等の市民と連携した防災訓練等の実施に努める。

第3 自主防災組織等への防災訓練に関する指導

消防機関等と連携して、自主防災組織等の情報収集・伝達訓練、避難訓練、初期消火訓練、救出・救護訓練、炊き出し訓練等の実施を指導する。

第4 職員行動マニュアル等の作成

職員が災害発生または警戒時に迅速かつ的確に災害応急活動が実施できるように、職員のとるべき行動をとりまとめた職員行動マニュアルを作成し、その周知徹底を図ることとする。

第3節 関係機関等との応援体制の整備

大規模災害や広域的な災害に、国、県、近隣市町及び防災関係機関等と連携・協力して対処する体制の整備に努める。

第1 県、近隣市町等との連携強化

災害応急対策等に関する協力体制の強化を図るため、広域的な相互応援体制の整備に努める。

第2 防災関係機関等との連携強化

自衛隊、警察及びボランティア団体等との連携強化に努める。

第3 民間企業等との連携強化

民間企業等との災害時における協力・支援等について協定を締結するなど連携強化に努める。

第4 応援・受援体制の整備

関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」及び県が作成した「兵庫県災害時受援計画」「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた受援計画を作成する。

なお、応援職員の派遣にあたっては、職員が現地において円滑に活動できるような資機材や装備品等の整備に努め、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮する。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員に対して紹介できる、ホテル、旅館、避難所に指定されていない公共施設など仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

第5 広域避難・広域一時滞在の体制の整備

- (1) 大規模広域災害のおそれがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結並びに指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者への運送の要請・指示など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (2) 県その他防災関係機関と関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。その際、加古川減災対策協議会など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。
- (3) 県外への広域避難・広域一時滞在が必要であると認める場合は、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組を活用した協力体制の活用等も検討する。

第6 その他の防災関係機関等の連携強化

市は、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

資料

4-1 主な協定一覧

第4節 情報収集・伝達体制の強化

災害に的確に対処ができるよう様々な情報を迅速に収集し伝達・連絡できる体制を整備する。整備にあたっては、有線・無線・衛星と多重化に努める。

第1 災害時非常無線通信体制の充実強化

防災関係機関と連携して、災害時に加入電話又は携帯電話等が使用できない時、または利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、近畿地方非常通信協議会の活動を通して、衛星通信等を活用した県の実施する非常通信体制の整備及びネットワーク（有線・無線）の多重化等による充実に協力する。

第2 フェニックス防災システムの活用

迅速かつ的確な応急対応を図るため、フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の活用により、適切に情報を入手するとともに、迅速な被害等の報告に努める。

第3 防災気象情報提供システム等の活用

気象庁から情報提供される防災気象情報提供システム及び国土交通省から提供される川の防災情報システム等の活用により、市民等への的確な情報伝達に努める。

第4 加東市防災気象情報サイトの活用

加東市防災気象情報サイトを活用し、常時気象情報等を市民に提供する。

第5 ICTの活用

統合型GISシステムを活用した情報の収集などについて検討を進める。

第6 監視カメラの整備と活用

災害危険箇所等へ応急監視カメラを設置し、リアルタイムの画像情報収集について研究を進める。

第7 市民に対する通信連絡手段の整備

災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、IP通信網、CATV、かとう安全安心ネット、ひょうご防災ネット、エリアメールと緊急速報メール等の活用を図り、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討するとともに、要配慮者等、個々のニーズにも配慮の上、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努めるとともに、大規模停電時も含め、常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努める。また、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、NPO法人市国際交流協会、外国人雇用の多い企業・事業所等との協力体制の構築に努める。

〈 現有の主な情報伝達手段例 〉

- (1) 防災行政無線（同報系）の屋外拡声器や戸別受信機
- (2) CATV
- (3) かとう安全安心ネット（メール配信）
- (4) ひょうご防災ネット（スマートフォン用アプリ）
- (5) インターネット（ホームページ）
- (6) 電話、ファクシミリ等

- (7) サイレン等（特に緊急を要するとき。）
- (8) 広報車
- (9) 消防関係車
- (10) 放送事業者（テレビ、ラジオ）との連携（Lアラート（災害情報共有システム）を
経由した連携を含む）
- (11) 消防団、自主防災組織、民生委員、児童委員等人的ネットワーク
- (12) アマチュア無線等情報ボランティアの協力

第5節 防災拠点の整備

防災拠点とは、消防庁により次のように考えられている。

【消防庁「広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会報告書」(H15.8.15)抜粋】

防災拠点は、平常時には防災に関する研修や訓練の場や地域住民の憩いの場などとなり、災害時には防災活動のベースキャンプや住民の避難地となるもので、通常、その役割と規模に応じコミュニティ防災拠点、地域防災拠点、広域防災拠点の3つの種類が考えられる。

① コミュニティ防災拠点

町内会や自治会の単位で設置されるもので、地区の集会所を兼ねたコミュニティ防災センターと児童公園レベルのオープンスペースで構成される。

② 地域防災拠点

災害時に市町村等の現地活動拠点や中短期の避難活動が可能な避難地、あるいはコミュニティ防災拠点を補完する機能が期待される、小中学校区単位もしくはそれらを包括する規模で設置されるもの。

③ 広域防災拠点

広域防災拠点は、災害時に広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用されるもので、概ね都道府県により、その管轄区域内に1箇所ないし数箇所設置されるものである。

地域防災拠点及びコミュニティ防災拠点の整備並びに広域防災拠点との連携に努める。

第1 地域防災拠点（物資集積拠点）の整備・充実

地域防災拠点（物資集積拠点）の整備にあたって、県広域防災拠点やコミュニティ防災拠点等と交通や通信のネットワークが確保されるように配慮する。

また、災害時における地域の救援・救護、復旧活動が効果的に実施できるよう、必要な機能の充実に努めるものとする。

1 役割

広域防災拠点や他地域から派遣される要員や緊急物資等の受け皿であり、消防、救援・救助、復旧等の活動拠点、物資等の備蓄・保管拠点、情報通信拠点等としての役割を果たす。

2 機能

地域防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努める。

- (1) 県広域防災拠点等から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積、保管、配送スペース
- (2) 地域の防災活動のための駐屯スペース
- (3) 物資、復旧資機材の備蓄スペース
- (4) 災害対策本部、医療機関、北はりま消防本部及び他の拠点と交信可能な通信設備
- (5) 緊急用エネルギー設備（非常用電源設備等）
- (6) 臨時ヘリポート
- (7) 耐震性貯水槽、井戸等
- (8) 広域避難スペース

3 配置

地域防災拠点として、庁舎南駐車場（加東市社50）及び加東市防災広場を含めた周

辺施設を位置づける。

第2 コミュニティ防災拠点の整備・充実

市は、コミュニティを中心とした町内会や自治会の単位において、災害時における避難と救援の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備・充実に努める。

1 役割

コミュニティ防災拠点は、災害時における防災拠点として地区内の市民の避難地及び防災活動拠点となるものであり、避難と救援の接点としての役割を果たす。

2 機能

コミュニティ防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努める。

- (1) 災害時において避難・応急生活が可能な機能
 - ① 避難・滞留空間
 - ② 備蓄施設
- (2) 地域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・配送スペース
- (3) 情報通信設備
 - ① 地区内の市民への情報連絡装置（同報無線等）
 - ② 災害対策本部や他の拠点等との交信が可能な通信設備
- (4) 対象地区内の防災活動に必要な設備
 - ① 防災資機材（小型発電機、ポンプ等）
 - ② 耐震性貯水槽（雨水や河川水等の利用も検討）
- (5) 電気及び飲料水等の自給自足機能
 - ① 自家発電設備、再生可能エネルギー発電設備
 - ② 飲料水兼用型耐震性貯水槽、井戸

3 配置

市内の各地区（自治会）の集会所及びその周辺のオープンスペースをコミュニティ防災拠点として位置づける。

第3 広域防災拠点等との連携

地域防災拠点（物資集積拠点）、コミュニティ防災拠点の整備にあたっては、広域防災拠点等との交通や通信のネットワークが確保されるように努める。

県広域防災拠点

区分	防災拠点名	所在地	備考
全県拠点	三木総合防災公園	三木市	
その他拠点	播磨中央公園	加東市下滝野	要員宿泊出動機能 物資集積配送機能

第6節 火災予防対策の推進

火災に対する予防及び防御体制について定める。

第1 出火防止・初期消火体制の整備

1 火災予防対策

(1) 一般予防対策

次の対策を講じる。

- ① 消防予防行政を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である防火意識の高揚を図るほか、あわせて消火・防火機器の普及に努める。特に、林野火災においては出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する市民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するものとする。また、立入検査等を強化する。
- ② 地域の自主防災組織や事業所における自衛消防を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減を図る。
- ③ 火を使用する設備・器具の所有者・使用者に対して、北はりま消防組合火災予防条例に基づき火災の予防に努める。
- ④ 消防法に基づく予防査察を計画的に実施し、地域における防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防に対する指導を強化する。

(2) 建築物の火災予防

次の対策を講じる。

- ① 火災発生時の類焼等の危険性を低減し、市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域において、道路・公園等の空間、防火水槽等防災施設の整備に努める。また、石油類等の貯蔵施設・工場、住宅等が混在する区域については、火災予防のため、用途地域の指定を検討する。
- ② 建築物の新築等にあたっては、防火上の観点からその計画を審査することにより、建築物それぞれについて、あらかじめ火災予防を図る。

(3) 特定防火対象物等の火災予防

次の対策を講じる。

- ① 防火セーフティマークの表示指導
法令で義務化された対象物について、防火対象物定期点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合した対象物については、防火セーフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立する。
- ② 消防法令違反に対する是正指導の推進
不特定多数の者が出入りする防火対象物で、消防用設備等の設置義務違反に対して是正促進を行うなど、人命が危険となる防火対象物の一掃を図る。

(4) 林野火災予防対策

次の対策を講じる。

- ① 広域的、総合的消防防災体制の確立
市及びその他の防災関係機関は、相互に連携を密にし、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の確保を図る。
林野火災に対処するため消防団員を確保するとともに、林野火災多発期における常備体制、林野火災警報時における警戒体制、林野火災を考慮した消防団の編成その他林野火災に対処する組織を確立するよう努める。
- ② 自衛消防組織の育成
地域の実情に応じ、林野の所有者等による自衛消防隊その他自主防災組織など

の防火組織の育成強化を図る。

③ 出火防止対策

林野火災の出火原因の大部分が失火であることにかんがみ、出火防止に関する啓発の強化、火災多発危険期における巡視及び監視の徹底を図る。

④ 消防戦術及び装備の近代化

火災の発生に際して被害の軽減を図るため、防火線、林道等の構築、林野火災の特性に対処し得る消防用資機材の整備を推進する。

また、消防団幹部等において市所有の無人航空機（ドローン）を活用することで、火災の状況把握及び消防団の適正配置を行うことができ、また、その情報を北はりま消防本部へ提供することにより、被害の拡大防止に努める。

⑤ 自衛隊の派遣要請

林野火災において、県が自衛隊の出動を要請した場合に、自衛隊が常備していない消火用資機材については本市において貸与するものとし、これら消防用資機材について、兵庫県、森林管理署又は森林組合等における保有数を把握し、発災時に速やかに調達できるよう協議を行う。

第2 消防力の強化

1 消防施設等の整備

消防施設・設備について、同時多発火災への対応も踏まえ、計画的な整備を進める。

- (1) 消防力の整備指針及び消防水利の基準の達成を目標に、整備を図る。
- (2) 水道施設等の被害によって消防水利の確保に支障を来すことのないよう、消火栓に偏ることなく、防火水槽、自然水利、プール等の活用など、消防水利の多様化とその適正な配置に努める。
- (3) 老朽化した消防ポンプ自動車等の更新及び装備の近代化に努める。
- (4) 通信設備のデジタル化等、通信の近代化に努める。
- (5) 地域の特性に応じた装備の導入を図る。
- (6) 災害時に活用する無人航空機（ドローン）の運用体制を整備する。

資 料

- 5-1 消防の体制
- 5-2 消防機関の現有設備

第7節 防災資機材の整備

災害時における応急対策活動用資機材等（防災用資機材）の整備充実を図る。

第1 自主防災組織等の資機材

自主防災組織等の消火、救出、避難活動及び水防協力活動等に要する資機材の充実が図られるよう支援する。

各自主防災組織は、資機材の計画的な備蓄及び定期的な点検に努める。

第2 防災資機材

災害・水防活動に便利な場所に防災備蓄（水防）倉庫を整備し、水防資機材や救出資機材等の防災資機材の充実を努める。

資 料

- 1-6 加東市防災備蓄倉庫条例
- 9-1 防災備蓄資器（機）材及び備蓄物資一覧

第8節 災害救急医療システムの整備

応急医療活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備を図る。

第1 災害対応病院等の整備

病院施設・設備等の防災機能を強化するとともに、発災時を想定した防災マニュアルを策定する。

第2 災害救急医療システムの充実

地域保健医療情報センターを設置する各災害医療圏域における災害救急医療体制の充実・強化を図るために、平常時より医療機関等の業務継続基盤（耐震性、電源、水、地域における役割等）の把握に努め、医療機関相互の応援体制や発災直後の医療対応の具体的手順、市町の役割である救護所予定場所の設定や医薬品及び飲料水等の備蓄並びに市単位の拠点医療機関から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の災害時保健医療マニュアルを定め、特に初動期に迅速に対応できる体制を整備する。

第3 医薬品等の確保

災害時の医薬品等確保体制の確立のため次の対策を講じる。

- (1) 各医療機関等に医薬品等の備蓄を奨励する。
- (2) 発災後3日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品等（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に努める。

第4 市民に対する啓発

研修会・訓練等あらゆる機会をとらえて、市民に対し災害時医療についての普及啓発を行う。

第5 災害医療体制等の整備

- (1) 県の災害救急医療システムとの整合を図りつつ、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について、(一社)小野市・加東市医師会、小野加東歯科医師会、医療機関及び北はりま消防本部等と調整し、整備に努める。
- (2) 傷病者を救急現場から医療機関に搬送するまでの間において、高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、災害医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図る。

第9節 緊急輸送体制の整備

災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送道路を定める。

第1 緊急輸送道路ネットワークの形成

1 緊急輸送道路の設定

県が設定する緊急輸送ネットワークを踏まえ、地域防災拠点に集められた物資を避難所等に送るための緊急輸送道路を設定する。緊急輸送道路は、市の道路整備の計画の進捗により適宜見直すこととする。

2 維持管理

道路管理者は、緊急輸送道路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、迅速な復旧に努めるものとする。

3 通行の確保

道路管理者は、緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止するとともに、一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

第2 緊急交通路の確保

災害時に緊急自動車の通行を確保するため、平常時から警察と緊急交通路の確保について連携体制を整備しておくとともに、災害時には優先的に復旧工事が進められる体制を確立しておくものとする。

第3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用

県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地については、災害時における航空輸送の確保からも、その活用を図るものとする。

資料

- 8-6 緊急輸送道路一覧（県・市指定）
- 8-7 緊急輸送道路ネットワーク図
- 8-8 ヘリコプター臨時離着陸場一覧

第10節 避難対策の充実

災害時における避難及び避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制整備について定める。

第1 避難所等の指定

公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定最大規模降雨に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定する。また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により市民に対して周知徹底を図る。

市は、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努める。

1 指定緊急避難場所

(1) 指定基準

指定緊急避難場所については、災害の危険が及ばない場所又は施設を災害種別ごとに指定することとし、異なる災害に関し、危険が及ばない場合は重複して指定することができる。

指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また、公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努める。

- ・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの（管理条件）
- ・異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地しているもの（立地条件）
- ・安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水等については、その水位よりも上に避難スペースがあるもの（構造条件）

(2) 広域避難への配慮

災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けることとする。

2 指定避難所

浸水想定区域による最大規模の避難者数 9,393 人（令和 2 年度加東市風水害ハザードマップ作成時の推計より床上浸水となる 0.5m 以上の区域内における推計居住人口）を収容できる避難所を確保する。

(1) 指定基準

指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。

- ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所を確保し、1 施設あたりの収容者数は概ね数百人程度までとする。（規模条件）
- ・速やかに被災者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの（構造条件）
- ・想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること（立地条件）
- ・車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること

と（交通条件）

- ・要配慮者の滞在を想定し、バリアフリー化や、相談・介助等の支援体制に配慮する。

(2) 指定順位

避難所を指定する場合の順位は、原則として次の通りとし、施設管理者の同意を得た上で指定する。

- ・公立小、中学校
- ・その他公立学校
- ・公民館
- ・その他の公共施設（社会教育施設、福祉センター、文化・スポーツ施設等）
- ・その他の民間の施設（集会施設、体育施設、宿泊施設、寺社仏閣、社会福祉施設等）

(3) 広域避難及び広域一時滞在への配慮

- ・指定避難所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについて同意を得るよう努める。
- ・大規模広域災害のおそれがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の市町との広域避難及び広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受入れ方法を含めた手順等を定めることに努める。
- ・県その他防災関係機関と関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。その際、加古川減災対策協議会及び東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。

(4) 留意事項

- ・避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により市民に周知する。
- ・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平常時からの協力・連携体制の充実に努める。
- ・指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し、必要な避難先を適切に確保するよう努める。
- ・福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けられることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。
- ・福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。その際、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- ・指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に

避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

・指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

・住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

・新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症含む。）を含む感染症対策について、避難所において感染症発生した場合や有症状者の避難等に適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局、加東健康福祉事務所が連携する。また、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

・指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、地震又は洪水には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から市民等へ周知徹底するよう努める。

・自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症含む。）含む感染症の自宅療養者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

・在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援対策を検討するよう努める。

第2 避難所管理運営体制の整備

避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにする。

避難所開設期間が7日を超えることも想定し、避難所管理・運営体制を整備する。

第3 施設、設備の整備

- (1) 避難所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化、看板等の設置を目標とし、通信手段の確保とともに、計画的な整備を推進する。
- (2) 避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた非常用発電機等）計画的な整備の推進を図ることとする。
- (3) 避難所の施設・設備の整備にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
- (4) 過去の災害での実例を参考に必要なトイレを確保する。仮設トイレ等が必要な場合

には、使用する者の事情や現場の状況を踏まえ、協定事業者、県等への応援要請を行う。トイレは避難者が中心となって清掃等を適切に行って健康被害の防止と衛生対策に努める。

- (5) 平時から、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等をはじめ、避難所ごとに断水に備えた生活水の確保方策を検討し、準備しておく。
- (6) 指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握する。

1 避難所施設の利用上における女性や要配慮者への配慮

(1) 居住スペース等における配慮

間仕切りの導入など、最低限の遮蔽が可能になるよう配慮し、また、女性の避難者や要配慮者についても考慮の上、居住スペースを割り当てることに留意する。

(2) 更衣室等に関する配慮

避難所の居住スペースには、着替え時等において他人の目につかない場所の確保に努める。

(3) トイレに関する配慮

仮設トイレに関しては男女の区別がなく設置されるため、必要に応じて全体の割合を女性専用のトイレとして設定し、外部から内部が見えにくい構造にするなど、女性にとって安心して使えるトイレ環境に配慮する。

(4) 洗濯物等に関する配慮

避難所生活中に洗濯が必要となった場合、女性の衣類の洗濯、物干し場所として男性の目につかないよう、男女共用の場所とは別に、女性専用の洗濯場所や洗濯機の設置、物干し場所の確保について配慮する。

(5) 風呂、シャワーに関する配慮

女性のプライバシーを確保し、荷物等の一時保管場所を設置するなど、安心して入浴等ができる環境について配慮する。

(6) 巡回診療に関する配慮

避難者について診療の必要性の有無の確認を行い、(一社)小野市・加東市医師会、小野加東歯科医師会、医療機関と調整し、巡回診療に努める。

(7) DV被害者等への配慮

加害者等に居所が知られないよう、当該避難者の個人情報の管理に努める。

2 避難所施設の利用上におけるペット（犬、猫等）への配慮

必要に応じて避難所施設にペット（犬、猫等）のためのスペースを原則屋外に確保することに努める。

第4 避難所運営組織の育成

- (1) 地区（自治会）及び自主防災組織等の協力を得て、女性も含めた避難所運営組織の編成を図るなど運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を支援する。
- (2) 地区（自治会）及び自主防災組織等は、地域の居住者、要配慮者に関する情報を本人の同意を得て把握するよう努めるものとする。
- (3) 災害ボランティア団体等と災害時の避難所運営体制について協議する。

第5 避難所開設・運営訓練

地区（自治会）及び自主防災組織等と連携した避難所開設・運営訓練の実施に努めるものとする。

第6 避難所管理運営マニュアルの普及・周知

災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、県の「避難所管理運営指針（平成25年版）」等に基づき、学校等の施設管理者、その他の関係機関等とともに各避難所の実情に応じたマニュアルの作成に努める。

第7 感染症に対応した適切な避難対策

県が作成した「新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保、レイアウト及び動線の確認、避難者の健康チェック・検温並びに換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進する。

また、避難所運営マニュアルに感染症への対応を適宜反映する。

第8 避難指示等発令判断の準備

避難指示等を行う際に、国や県のほか、気象防災アドバイザー等の専門家に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第9 「マイ避難カード」の普及による避難意識の向上

想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング(逃げ時)」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及啓発することにより、市民の避難意識の向上を図る。

第10 在宅避難者等への支援

在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

資料

7-1 避難所一覧

第 1 1 節 備蓄体制等の整備

災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄、調達体制の整備について定める。

第 1 基本方針

- (1) 市民に対し、平常時から最低限 3 日間、可能な限り 1 週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、地区（自治会）及び自主防災組織等を通じて啓発することとする。
- (2) 市民の備蓄を補完するため、山崎断層地震被害想定における市の最大避難者数（9,635 人）を基準に、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳幼児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもに配慮するものとする。これらの物資の備蓄状況については、年に 1 回、広く住民に公表するものとする。また、必要な備蓄量（最低 3 日間、推奨 1 週間）を推計するとともに、必要量が確保できているか定期的に確認し、不足している場合は、その確保に努める。
- (3) 市、その他の防災関係機関は、災害対策要員の必要分として、常時 3 日分の備蓄に努める。
- (4) 備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の新物資システム（B-PLo）を活用し情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。
- (5) 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-PLo）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、運営に必要な人員や資機材を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。また、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第 2 食料

1 備蓄、調達

- (1) 食料支給対象者
 - ① 避難所等に収容されている被災者
 - ② 住家が被害を受け、炊事ができない者
 - ③ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者で当該滞在先及び避難先で炊事ができない者
 - ④ 災害対策活動の従事者

(2) 目標数量

区分	市民による備蓄	行政による備蓄	
		市による備蓄	県による備蓄
発災から3日間	1人3日分 (現物備蓄)		
発災から4日目		被災者の1日分相当量 (現物備蓄)	
発災から5日目		被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)	
発災から6日目			被災者の1日分相当量 (現物・流通在庫備蓄)
合計	3日分	2日分	1日分

(3) 品目

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり、高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等のニーズにも配慮することとする。

- ① 炊き出し用米穀、おにぎり、弁当、パン、育児用調整粉乳等の主食
- ② 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の副食・飲料水
- ③ 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

(4) 方法

被災者1日分以上の食料の備蓄を進めるとともに、小売業者等と流通在庫備蓄供給の協定を締結し、市内で1日分以上の流通在庫備蓄を確保するよう努める。

また、必要に応じて県に要請することとする。

2 搬送等

現物備蓄品は市が管理し、職員により搬送するが、市の搬送が困難な場合又は市の避難所以外の場所への搬送が必要な場合は協定業者や自主防災組織等に、流通在庫備蓄については、協力先の車両、従業員による搬送体制について協力を求める。

第3 生活必需物資

1 備蓄、調達

(1) 生活必需物資給与対象者

住家に被害を受け、生活に必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 目標数量

目標数量は、「第2 食料」に準ずる。ただし、幼児、女性、高齢者等を対象とした物品については、対象者や用途を考慮して数量を見積もることとする。

(3) 品目

発災から3日以内に確実に必要になると考えられる次の品目について、重点的に取り組むとともに、要配慮者のきめ細かなニーズにも配慮することとする。

区分	特に重要な品目例
寝具	毛布、床マット、シーツほか
外衣・肌着	下着、防寒衣、衣類、くつ、スリッパほか

身の回り品	タオル、洗面用具、化粧品ほか
炊事道具・食器	食器類、哺乳瓶、紙コップ、紙皿、紙椀、箸、スプーンほか
日用品	トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、紙おむつ、土のう袋、仮設トイレ、電動簡易トイレ、携帯トイレ、ブルーシート、ティッシュペーパーほか
光熱材料等	小型エンジン発電機、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、燃料、ストーブ、テレビ、ラジオほか

* この他の生活必需物資や復旧用物資等については、あらかじめ調達先を確保するよう努めることとする。

(4) 方法

- ① 物資の品目に応じて最適な手段での備蓄・調達に努める。
- ② 小売業者等と協定を締結し、市内の流通在庫備蓄を活用するよう努める。
また、必要に応じて県に要請することとする。

2 搬送等

「第2 食料」に準じる。

第4 衛生物資

1 備蓄、調達

災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努める。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

(1) 品目

あらかじめ、調達・確保することが望ましい衛生物資は次のとおりである。

区分	必要な物資・衛生資材等
感染症対策用衛生物資等	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル など
健康管理用資材等	非接触体温計 など
運営スタッフ防護用物資等	マスク、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード など
避難所運営用資材等	間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など

(2) 方法

コミュニティ域又は小・中学校レベル及び市域レベルで備蓄を行うこととする。

2 搬送等

「第2 食料」の項に準じる。

第5 応急給水

1 対象

上水道の給水が停止した断水世帯等

2 目標数量

水道管理者は、最小限必要量の1人1日3リットルを給水することを目安に、給水体制を整備する。

〈 給水目標水準 〉

- (1) 災害発生から3日間：1人1日 3リットル
- (2) 4日～10日目：1人1日 3リットル～20リットル
- (3) 11日～20日目：1人1日 20リットル～100リットル
- (4) 21日目以降：1人1日 100リットル～被災前の水準

3 供給体制

- (1) 運搬給水基地からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。
- (2) 災害時において迅速かつ円滑に供給体制が進められるよう、給水用資機材や応急対策資機材、マニュアル等の充実に努める。
- (3) 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づくブロック内市町間の相互応援体制の充実に努める。

第6 医薬品

「第2章 第8節 災害救急医療システムの整備」の節を参照

資料

- 9-1 防災備蓄資器（機）材及び備蓄物資一覧
- 9-3 給水用施設の貯蔵水量及び給水用資機材の保有状況

第12節 家屋被害認定体制等の整備

家屋被害認定及び被災宅地危険度判定の体制について定める。

第1 家屋被害認定体制等の整備

災害対策基本法第90条の2で市長は、災害発生時に、遅滞なく被害の程度を証明する書面を交付すると定められている。このため今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に努める。

1 家屋被害認定士の育成

市長は、家屋被害認定士となるべき市職員を選定し、県が実施する養成研修へ参加させるなど、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる認定士の育成に努める。また、「被害認定調査・り災証明書発行業務マニュアル」を作成し、家屋被害認定調査及びそれに続くり災証明書発行業務を的確かつ迅速な実施に努める。

2 家屋被害認定士の役割

家屋被害認定士の役割は、県の定める「兵庫県家屋被害認定士制度」要綱によるが、おおむね以下のとおりとする。

- (1) 災害時に市長より調査員に命ぜられ、即戦力として被害調査を行う。
- (2) 被害調査に関する調査方法、判定方法及びこれらの考え方を必要に応じて被災者等へ説明する。
- (3) 常に自己研鑽を行うとともに、調査員となる他の職員等に対し、必要な教育・訓練を行う。

3 相互応援体制の整備等

県と連携して、被害調査に従事する調査員及び家屋被害認定士の市町間の相互応援体制の整備を図るよう努めるとともに、県内における被害調査の調査方法及び判定方法の統一化に協力する。

4 調査員及び家屋被害認定士の相互応援体制の整備

住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第2 被災宅地危険度判定体制の整備

災害により被災した宅地において新たに降雨等により生じる二次災害から市民の安全を確保するため、県に必要な支援を要請し、被災宅地の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

1 危険度判定実施体制の整備

県と協力して、被災宅地危険度判定の実施体制の整備に努める。

2 資機材の備蓄

県と協力して、判定業務実施マニュアルに基づき、危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄するよう努める。

〈 備蓄品目 〉

判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等

第3 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入促進

被災者が自立した生活を再建するため、兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の趣旨を踏まえ、県が実施する広報活動に協力するとともに、平常時から市民の自助意識の醸成のための啓発活動とあわせて、共済への加入広報活動に努める。

資 料

13-6 兵庫県（住宅再建共済・家具再建共済）制度の概要

第 1 3 節 廃棄物対策の充実

廃棄物対策への備えについて定める。

第 1 実施責任

災害時における廃棄物の処理を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ必要な準備を行い災害に備えるものとする。

第 2 災害廃棄物処理計画の策定

災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、市は、あらかじめ仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、具体的に示した災害廃棄物の処理計画を定め、おくとともに、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておく。また、広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、廃棄物処理施設等の浸水対策等の防災対策を図るよう努めるとともに、災害廃棄物処理計画の策定にあたっては、水害ごみの分別については、少なくとも可燃、不燃、粗大、畳、廃家電の 5 分別に努めることを明記する。

また、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるもの。

なお、災害廃棄物の最大発生量は県による地震被害想定により、次の量を推定している。

災害廃棄物発生推定量（山崎断層地震の場合）

地域名	被害量（千トン）	
	木造倒壊による	非木造倒壊による
加東市	193	521

第 3 応援体制の整備

以下の各協定を踏まえ災害時の廃棄物の円滑な処理を行うための、応援の受入れ、並びに他市町への派遣に関する体制の整備を行う。

1 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

県及び市町は、廃棄物処理の円滑実施をめざし、平成 17 年 9 月に「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」を締結している。また、この協定に基づき、県が被災地市町の要請を受けて応援の調整を行い、市町間で相互応援を行う体制を整備している。

- （協定内容）
- (1) 県が被災市町の要請を受けて調整
 - (2) (1)に基づき各市町間で相互応援を実施

2 災害時の廃棄物処理に関する応援協定

県及び神戸市安全協力会、(一社)兵庫県産業資源循環協会、(一社)兵庫県水質保全センター、(一社)日本建設業連合会（関西支部）、兵庫県環境整備事業協同組合及び兵庫県環境事業商工組合との間で、県の要請・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみをつくるために、平成 17 年 9 月以降、順次、災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。

- (協定内容) (1) 県が被災市町の要請を受け各団体に要請・調整
(2) (1)に基づき各団体が被災市町を応援

3 災害時の石綿（アスベスト）処理に関する方針

災害時の建物等の倒壊や解体における処理の際には、石綿（アスベスト）の飛散が懸念されるため、環境省が平成 29 年 9 月に作成した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」を参考に対策を行うものとする。

4 費用負担

応援に要する費用のうち、災害廃棄物処理事業の国庫補助対象となるものについては、原則として応援を受けた市町が負担することとする。

第 1 4 節 要配慮者支援対策の充実

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制整備について定める。

第 1 健康・福祉・医療の連携

市民の自立と相互の助け合いを基調として、要配慮者の健康及び福祉の増進や、保健医療福祉サービスの連携に努める。

第 2 要配慮者支援体制の確保

1 要配慮者支援体制の整備

(1) 要配慮者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備

防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から要配慮者に関する情報を把握するよう努める。このうち、避難行動要支援者（自力での避難が困難な要配慮者）については、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿の作成を行う。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

(2) 避難行動要支援者名簿の共有

加東市避難行動要支援者名簿に関する条例に基づき、避難支援等に携わる関係者として、北はりま消防本部、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、地区（自治会）及び自主防災組織等に対して、避難行動要支援者本人の同意を得た上であらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を行う。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。なお、避難行動要支援者本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、本人の同意を得ているものとして取り扱うものとする。

(3) 個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備

災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、自主防災組織、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。この場合、コミュニティの希薄化や担い手の高齢化、都市部と山間部の違い、積雪や凍結といった地域特性等に留意する。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用には支障が生じないように、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努める。

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、国のクラウド型被災者支援システム等の当該業務を支援するシステムを活用するよう積極的に検討する。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行う。

地区（自治会）、自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難に係る個別避難計画の策定に取り組むこととする。

(4) 訓練・研修の実施

要配慮者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者及び市民等を対象に研修会等を開催し、要配慮者支援に必要な人材の育成に努める。

(5) マニュアル等の作成

市は、要配慮者支援のための体制を充実させるため、「兵庫県災害時における要配慮者支援指針」を参考に、要配慮者支援に関するマニュアル等の作成に努める。

2 要配慮者への情報伝達手段の確立

要配慮者に対する情報伝達について、その特性に応じた多様な情報伝達手段の確保に努める。

(1) 障害者への情報伝達体制の整備

通常の声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備に努める。

また、障害者等への防災知識の普及啓発に努める。

(2) 緊急通報システムの拡充

高齢者、障害者等と北はりま消防本部の間に緊急通報システムを拡充するとともに、その周知に努める。

なお、障害者については、緊急の通報を迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

(3) 障害者への情報伝達体制の整備

通常の声・言語による手段では適切に情報を入手できない障害者が、防災に関する情報を迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備など、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

(4) 外国人に対する日常の情報提供等

国際交流協会等と連携して、外国語による防火・防災対策の啓発に努める。

① 生活情報リーフレットや市ホームページによる防災情報の提供

② ひょうごE（エマージェンシー）ネットの登録推進

③ インターネットで聴取できるコミュニティFM（FMわいわい）等の利用推進

第3 要配慮者自らの備えの充実

要配慮者は、平常時から家族・親戚や近隣住民等との連携を図り支援体制を確立しておくなど、非常時における備えの充実に努める。

第4 社会福祉施設等の整備

1 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

高齢者、障害者等の中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設の一時入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備する。

2 社会福祉施設等の対応強化

社会福祉施設等を利用する高齢者や障害者等が、災害時に独力で自らの安全を確保するのは困難であることから、社会福祉施設等に対し防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実をさせるよう協力を求める。

3 社会福祉施設等の整備

高齢者や障害者等をはじめ不特定多数の人が利用する社会福祉施設等の管理者に次の事項について要請する。

- (1) 車いす等で通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備
- (2) 光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせ、避難場所への誘導を表示する設備の整備

4 高齢者や障害者等に配慮した避難所の整備等

災害時に避難所となる施設の管理者は、高齢者や障害者等の利用を考慮して、施設のバリアフリー化に努めるほか、トイレの洋式化や簡易ベッド、車いす、介助用具の確保など、生活・医療支援設備の強化に努めるものとする。

また、要配慮者に配慮した支援体制を検討する。

第5 要配慮者利用施設に係る総合的な災害対策の実施

- (1) 県が実施する要配慮者利用施設に対する土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導等、要配慮者利用施設に係る総合的な土砂災害対策に協力する。
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域が設定された場合には、同区域内の要配慮者利用施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報を施設の管理者等に伝達する体制の整備に努める。
- (3) 水防法に基づく浸水想定区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報等の伝達体制の強化に努める。
- (4) 土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称と所在地及び利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、ハザードマップ等で市民に周知する。
- (5) 土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の範囲は次の施設とする。また、浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨（概ね 1/1000 年確率の降雨）を前提とした区域とし、避難確保計画の作成、見直しを推進する。
 - ① 社会福祉施設：老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業の供する施設、障害福祉サービス事業の用に供する施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童福祉施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設
 - ② 学校施設：幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校
 - ③ 医療施設：病院、診療所（有床に限る）、助産所ア 避難確保計画の作成は管理者が行うこととされているが、一つの経営主体が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合、それらの施設を一体として所有者が避難確保計画等を行うことができる。
イ 各施設において、非常災害対策計画、消防計画や等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合は、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することで避難確保計画としてみなすことができる。
- (6) 要配慮者利用施設については、資料編に記載する。

資料

10-1 要配慮者利用施設

第15節 災害ボランティア活動の環境整備

大規模災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平常時から災害ボランティア活動における関係機関との役割分担や支援体制の整備等に努める。

第1 災害ボランティア受入計画の作成

災害ボランティアの受入体制を充実させるため、県が作成した「災害ボランティア活動支援指針」を参考に、受援計画の中に災害ボランティア受入計画を位置づけるよう努める。

第2 受入体制の整備

市及び社会福祉協議会は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、災害ボランティアセンターの設置など、主に次の事項を内容とする災害ボランティアの受入れ体制の整備に努める。

- (1) 行政機関、市民、ボランティア団体等とのネットワークの構築
- (2) 災害時に活動できるボランティア・コーディネーターの育成支援
- (3) 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上

また、地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、避難所運営に関する訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施等により、災害中間支援組織の育成・強化に努める。

第3 災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

1 ボランティア団体等との連携と活動の支援拠点の整備

平時における各種ボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りするNPO・NGO等被災者援護協力団体との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図るものとする。また、市域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。

なお、加東市災害ボランティアセンターの設置場所は、「加東市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書」で、加東市社福祉センターとすることを定めている（災害の状況等により社福祉センターに設置が困難なときを除く。）。

2 ボランティア資機材等の確保

一輪車、スコップ、じょれんなど、誰もが使用できる簡易なボランティア用資機材の備蓄やホームセンターとの間で災害時に必要な資機材確保に係る協定の締結等に努めるとともに、ボランティアに対しては、現場状況に合った服装や必要資機材等の持参を促す。

3 災害ボランティア団体等とのネットワークづくり

県に協力して、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社、ボランティア団体及びNPO等と連携を図りながら、災害に係るボランティア・コーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、ボランティア団体・企業・行政のネットワーク化、その他の環境整備に努める。

4 感染症の拡大が懸念される状況下における対応

市は、感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底し、ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図る。

5 参加の促進

広報活動、啓発活動等を通じて、災害ボランティア活動に関する事業者及び市民の関心と理解を深めるとともに、市民の参加を促進するため必要な措置を講ずる。

第4 県災害救援専門ボランティアの活用

大規模災害等が発生した場合に県が運営する制度を活用し、県災害救援専門ボランティアの派遣を要請する。

〈 災害救援専門ボランティアの活動内容 〉

- (1) 救急・救助
- (2) 医療（医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）
- (3) 介護
- (4) 建物判定
- (5) 情報・通信
- (6) 手話通訳
- (7) ボランティアのコーディネート
- (8) 輸送

第16節 水防対策の充実

水災による被害の軽減を図るため、洪水予報河川等に係る浸水想定区域を公表し、水防対策について定める。

第1 雨水出水浸水想定区域の指定

水防法に基づき、雨水出水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した排水施設等について、雨水出水浸水想定区域の指定を行う。

第2 洪水予報等の伝達方法

浸水想定区域内における洪水予報及び特別警戒水位到達情報等について、防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット等を通じて市民へ情報伝達を行う。

また、洪水予報河川等以外の河川のうち洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、予想される水害の危険を市民等へ周知する。

第3 洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保

避難所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要であると考えられる事項については、主に次のとおりである。

- (1) 避難所（「第2章 第10節 避難対策の充実」の節を参照）
- (2) 防災気象・水位情報の内容
- (3) 避難時の心得
- (4) 避難情報等の伝達経路及び内容
- (5) 土砂災害の危険性
- (6) 地域等における防災対策
- (7) 防災関係施設等情報 等

第4 浸水想定区域における避難確保措置

- (1) 洪水時に係る避難所の設定にあたっては、浸水想定区域を十分考慮した上で適切な施設を選定するとともに、早い段階からの警戒・避難情報の伝達に努める。
- (2) 浸水想定区域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は主として、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合については、施設の名称及び所在地を把握しておくとともに、早期の避難行動がとれるよう情報伝達の充実に努める。

第5 避難確保計画の作成指導等

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用者施設の所有者又は管理者は、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画を作成するよう指示する。

また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が報告した計画及び訓練結果について、市長は円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第6 市民への周知

浸水想定区域、避難所等、前第1から第3で掲げる事項等に関する総合的な資料として、図面表示等にまとめたハザードマップ等を作成し、市民への周知を図るための公表・配布に努める。

資 料

10-1 要配慮者利用施設

第 1 7 節 土砂災害対策の充実

風水害に伴う土砂災害の予防と被害の軽減に向けた対策について定める。

第 1 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、次の事項について定める。

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 土砂災害に関する予報又は警報の発令及び伝達
- (3) 避難、救助、その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制
- (4) 当該警戒区域に要配慮者が利用する施設があつて、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

第 2 風水害に伴う土砂災害による被害を防止するための対策

土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難所等に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、以下に例示する方法により、市民への周知に努める。

1 平常時からの防災意識の高揚を促すための周知

- (1) 土砂災害警戒区域等を記載した印刷物（ハザードマップ等）の作成・公表・配布
- (2) 土砂災害に対して警戒を要する区域であることを明示した看板の設置
- (3) 過去の土砂災害に関する情報の提供
- (4) 土砂災害発生のおそれを判断する基準雨量に関する情報の提供

2 緊急時の警戒避難

- (1) 気象情報（雨量、土砂災害警戒情報等を含む。）の提供
 - ① 加東市防災気象情報サイトによる情報提供
 - ② 防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネットによる情報提供
- (2) 避難の指示等の伝達
防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Lアラート、ホームページ等による情報伝達

第 3 土砂災害警戒区域等における避難確保措置

土砂災害警戒区域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は主として、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合については、施設の名称及び所在地を把握しておくとともに、早期の避難行動がとれるよう情報伝達の充実に努める。

第 4 避難確保計画の作成指導等

土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画を作成するよう指示する。

また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

資 料

- 2-5 土石流危険箇所
- 2-6 地すべり危険箇所
- 2-7 がけ崩れ危険箇所
- 2-8 宅地造成工事規制区域の指定状況
- 2-9 土砂災害警戒区域（特別警戒区域含む。）

第 18 節 中山間地等における風水害対策

中山間地等において、集落の孤立に備え、次のように災害対策について定める。

1 通信の確保

孤立するおそれのある集落との通信途絶を防止するため、衛星携帯電話の設置や防災行政無線等の通信手段の確保を図るとともに、定期的に通信訓練等を行い、機器の操作方法の習熟に努める。

2 物資供給の備え

- (1) 災害時の食糧及び物資について、市民による自主的な備蓄の推進に努める。
- (2) 高齢者の多い集落などでは、孤立した場合、日常的に服用している医薬品等の不足も懸念されることから、孤立時の供給体制について検討しておく。

3 道路・ライフライン等寸断への対策

- (1) 迅速な道路被害情報の収集及び関係機関への情報提供が行えるよう、連携体制等の整備に努める。
- (2) 豪雨時等で土砂災害のおそれがあり孤立することが予見できる場合は、事前に避難所等へ物資の供給などを実施する。
- (3) 県と協力しヘリコプター等による支援を検討するとともに、ヘリコプター 離着陸適地をヘリコプターの大小も考慮して選定・確保する。また、着陸可能な箇所（田畑、農・林道）についても検討しておく。

4 要配慮者に対する支援対策

防災関係機関、地区（自治会）、自主防災組織、福祉関係者等との連携による要配慮者への情報伝達体制を整備しておく。

資 料

- 2-10 孤立の可能性がある集落等

第 19 節 災害対策基金の積立・運用

加東市災害対策基金条例に基づき、自然災害及び大規模な火災や突発重大事故等の人為的災害に係る予防対策、復旧対策、復興対策等を円滑に推進するため、災害対策基金の積立を行い、適正な運用を図る。

資 料

1-5 加東市災害対策基金条例

第20節 重要施設の防災対策

重要施設における防災対策について定める。

第1 重要施設の登録

病院や災害応急対策に係る機関が保有する施設等について、ライフライン事業者等から円滑な支援を受けられるよう重要施設として登録する。

重要施設の登録は、施設住所、担当者、非常用電源の設置状況、燃料確保先等をあらかじめ収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

作成した重要施設リストは、ライフライン事業者等と共有する。

第2 平常時の取組

重要施設の管理者は、平常時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、発災後72時間の業務継続が可能となる非常用電源の確保等を行う。

また、重要施設以外の施設管理者においても、同様に努める。

第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上

「災害は必ずやってくる、明日にもやってくる」という現実及び「減災」の視点に立ち、まさかの事態を想定した日頃の準備を進め、防災意識の啓発、教育・訓練等の充実を図る。

第1節 防災に関する学習等の充実

市民及び職員に対する防災意識及び知識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に努める。

第1 市民に対する防災思想の普及

市民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る。」「自分たちの地域は自分たちで守る。」ということを基本に、平常時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを行うよう促すなど、自主防災思想の普及、徹底、自主防災組織の育成及び組織強化に努める。

また、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承と災害への備えに努めるものとする。

第2 災害教訓の伝承支援

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとし、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第3 市民に対する防災・減災知識の普及

あらゆる機会を通じて市民の防災・減災意識の高揚に努める。

1 普及方法

正しい防災知識をわかりやすく伝えるため多様な媒体の活用に努める。

- (1) 講習会、防災訓練等の実施
- (2) ハザードマップ、広報紙、冊子、その他印刷物、CATV、ホームページによる普及
- (3) 兵庫県広域防災センター等普及啓発施設の活用

2 普及内容

防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツ等の充実に努めるとともに、最近の災害における市民の避難行動や被災事例、気候変動の影響等についても考慮する。

- (1) 市内の防災対策
- (2) 風水害に関する知識と過去の災害事例
- (3) 風水害に対する平常時の心得
 - ① 周辺地域における災害危険性の把握
 - ② 家屋等の点検、家具の転倒防止、ガラス飛散防止フィルムの貼り付け等室内の整理点検
 - ③ 家族内の連絡体制の確保（被災地域住民に係る安否情報の確認やメッセージの送信が可能な「災害用伝言ダイヤル171」の活用等）

- ④ 火災の予防（火を使う所の不燃化、防災製品の使用、消火用具の準備、燃料の転倒漏洩防止等）
- ⑤ 応急救護等の習得
- ⑥ 避難行動への負担感、これまでの経験等のみを照らした危険性の判断、自身は被害にあわないという思い込み（正常性バイアス）の克服とマイ避難カードの作成等により避難行動に移るタイミング（逃げ時）等をあらかじめ設定しておくことの重要性
- ⑦ 避難の方法（警戒レベルに応じた避難のタイミング、指定緊急避難場所や安全が確認された親戚宅・ホテル・自宅等の多様な避難場所、自身の置かれた状況に即した適切な避難行動の選択（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）、安全な避難路、市内での避難が困難な場合の広域避難等）や必要性（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと）
- ⑧ 食料、飲料水、物資の備蓄（最低でも3日間、可能な限り1週間分程度）
- ⑨ 非常持ち出し品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）
- ⑩ 停電時に使用可能な暖房器具、調理器具、燃料等の確保
- ⑪ 自主防災組織の育成
- ⑫ 自動車へのこまめな満タン給油
- ⑬ 要配慮者及び外国人への配慮
- ⑭ ボランティア活動への参加
- ⑮ 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）及び地震保険への加入の必要性
- ⑯ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備
- (4) 防災情報に関する5段階の警戒レベルについて正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底
- (5) 災害発生時の心得
 - ① 災害発生時にとるべき行動
 - ② 出火防止と初期消火
 - ③ 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
 - ④ 救助活動
 - ⑤ インターネット・テレビ・ラジオ等による情報の収集
 - ⑥ 親戚・知人宅等も含めた多様な避難先の検討
 - ⑦ 避難行動上の注意事項
 - ⑧ 避難実施時に必要な措置
 - ⑨ 避難所等での行動
 - ⑩ 避難所等での性暴力・DVなど「暴力は許されない」意識の徹底
 - ⑪ 自主防災組織の活動及び活動への参加
 - ⑫ 諸条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時に取るべき行動
 - ⑬ 安否情報の確認のためのシステムの活用
 - ⑭ 生活再建に必要な行動（被災家屋の撮影等）

第4 市及び防災関係機関の職員が習熟すべき事項

- (1) 市及び防災関係機関の職員は、それぞれの業務を通じ、また、講習会・研修会、見学・現地調査、印刷物の配布等により、次の事項の習熟に努めることとする。

- ① 各機関の防災体制と防災上処理すべき業務
 - ② 災害発生時の動員計画とそれぞれが分担する任務
 - ③ 各関係機関等との連絡体制と情報活動
 - ④ 関係法令の運用
 - ⑤ 災害発生原因についての知識
 - ⑥ 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点 等
- (2) 地域防災計画を基本とした職員行動マニュアルを作成し、全職員に周知するとともに、検証を重ね、必要に応じて随時見直しを行う。

第5 防災要員等の養成

訓練・研修等を通じて防災要員等の養成を図る。

1 職員

職員を対象として適宜次の訓練・研修等により、災害対応能力の向上を図る。

- (1) 人と防災未来センター研修
- (2) 職員行動マニュアルの周知
- (3) 図上訓練、ロールプレイング演習
- (4) 防災・危機管理 e-カレッジ
- (5) ひょうご防災リーダー講座
- (6) その他一般研修

2 地域防災リーダー

地域の防災リーダー・要員等を養成するため、適宜次の訓練・研修等の参加を推進する。

- (1) ひょうご防災リーダー講座
- (2) 防災訓練
- (3) その他一般研修

第6 防災上重要な施設の職員等に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、講習会や防災訓練等を通して防災意識、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努めるものとする。

(注)「防災上重要な施設」とは、災害が発生するおそれがある施設、及びその施設に災害が及んだときは被害を拡大させるような施設、並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいい、その管理者に対しては、災害対策基本法第48条により、防災訓練の実施が義務づけられている。

第7 学校における防災教育

(1) 市（教育委員会）は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理に努める。

- ① 防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。
 - ア 避難所指定に関わる学校と市、自主防災組織との連携強化について（学校における避難所運營業務及び市への移行手順の策定）
 - イ 学校防災計画策定に関する課題整理と調整について
 - ウ 地域や消防団員等と連携した防災訓練の効果的実施方法について
 - エ 防災教育実践上の課題の整理と調整について
- ② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。
 - ア 教職員への研修会の参加促進
 - イ 防災教育推進指導員養成講座への参加促進

- ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）養成研修等への参加
- (2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童生徒に対する地域の災害リスクに基づいた防災教育を推進するため、次の事項について周知徹底に努める。
- ① 学校における防災教育の充実
- ア 様々な災害から自らの命を守るために、主体的に判断し行動する力を育成
- イ 助け合いやボランティア精神など共生の心を育み人間としての在り方生き方を考えさせる防災教育の推進
- ウ 地域の災害の特性や歴史などを踏まえた地域学習素材を活用するなど、「総合的な学習の時間」等での効果的な指導の展開
- エ 副読本や学習資料等を活用して防災学習の効果的な指導方法の工夫・改善を進めるとともに、研修会を通じた実践的指導力の向上
- ② 学校防災体制の充実
- ア 「災害対応マニュアル」の見直し
- イ 地域の災害特性を考慮した防災訓練や学校が避難所となった場合を想定したものなど、地域の人々や関係機関と連携した実践的な訓練の実施（「1.17は忘れない」地域防災訓練等）
- ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）を活用するなど、効果的な実施方法を工夫した実践的研修会や訓練の実施
- ③ 心のケアの充実
- ア 教育復興担当教員及びケア担当教員の取組を生かした教育相談体制の充実
- イ 研修会などを通して教職員のカウンセリング・マインドの向上を図り、災害や事件・事故等により心に傷を受けた児童生徒の心の理解とケアを実施
- ウ 心のケアを必要とする児童生徒への対応に関する学校と専門家、関係機関等との連携強化

第2節 自主防災組織の育成強化

平成7年1月に発生した阪神淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの大規模地震は、人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、地域及び市民の財産に甚大な被害を与えた。災害の発生を完全に防ぐことは困難であり、行政機関をはじめとして各種防災機関の初期の対応にも限界があり、被害を最小限にとどめるには市民の自主的な防災活動、すなわち、市民自らが出火防止、初期消火に努め、被災者の救出、救護、避難、誘導にあたり、避難所の開設及び運営にあたる的確な行動が必要である。

市民が自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成、充実を図る。

第1 方針

- (1) 市は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実強化に努める。その際、市は組織運営・管理について、消防機関等は活動面について密接に連携、協力する。
- (2) 市民は、災害対策基本法第7条第3項の規定に基づき、自主防災組織の活動へ積極的に参加し、防災に寄与するよう努めるものとする。

第2 活動

自主防災組織の参加者は、自らの規約及び防災計画（マニュアル）を定め、活動を行うものとする。

1 防災計画（マニュアル）の内容

- (1) 自主防災組織の編成と任務分担に関すること。（役割の明確化）
- (2) 防災知識の普及に関すること。（普及事項、方法等）
- (3) 防災訓練に関すること。（訓練の種別、実施計画等）
- (4) 情報の収集伝達に関すること。（収集伝達方法等）
- (5) 出火防止・初期消火に関すること。（消火方法、体制等）
- (6) 水防協力活動に関すること。（出動方法、体制等）
- (7) 救出・救護に関すること。（活動内容、医療機関への連絡等）
- (8) 避難誘導及び避難生活に関すること。（避難の指示の方法、要配慮者への対応、避難路・避難場所、避難所の運営協力等）
- (9) 給食・給水に関すること。（食料・飲料水の確保、炊き出し等）
- (10) 防災資機材等の備蓄・管理に関すること。（調達計画、保管場所、管理方法等）
- (11) 自警活動に関すること

2 自主防災組織の編成

- (1) 自主防災組織内の編成
情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等
- (2) 編成上の留意事項
 - ① 女性や若者の参加と昼夜別々の組織編成の検討
 - ② 水防班、がけ崩れの巡視班等、地域の実情に応じた対応
 - ③ 事業所の自衛消防組織や従業員の参加
 - ④ 地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用

3 自主防災組織の活動内容

- (1) 平常時の活動
消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努めるものとする。
 - ① 風水害等防災に関する知識の向上

- ② 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
 - ③ 地域における危険度の把握（山崩れ・がけ崩れ、危険物施設延焼拡大危険地域等）
 - ④ 地域における消防水利（防火水槽、消火栓、小川等）の確認
 - ⑤ 家庭における防火・防災等予防上の措置
 - ⑥ 地域における情報収集・伝達体制の確認
 - ⑦ 避難所・医療救護施設の確認
 - ⑧ 防災資機材、防災備蓄品の整備、管理
 - ⑨ 防災訓練の実施
 - ⑩ 要配慮者の把握
 - ⑪ 「マイ避難カード」の作成の普及促進
- (2) 災害発生時の活動
消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努めるものとする。
- ① 出火防止と初期消火、延焼防止
 - ② 負傷者の救助
 - ③ 市民の安否確認
 - ④ 情報の収集・伝達
 - ⑤ 避難誘導、避難生活の指導
 - ⑥ 給食・給水
 - ⑦ 近隣地域への応援
 - ⑧ 要配慮者の支援

4 その他

自主防災組織は、消防団、婦人防火クラブ、企業の自主防災（消防）組織等との連携を図るとともに、女性の地域防災活動への参画の促進にも配慮することとする。

第3 自主防災組織への指導、支援

市及び消防団は自主防災組織の育成を促進するとともに、その活動の活性化を支援する。また、過去に災害で被害が甚大であった地域については、重点的に育成を図るものとし、主に次の事項について推進する。

- (1) 啓発資料の作成
- (2) 各種学習会、講演会、懇談会等の実施
- (3) 情報の提供
- (4) 個別指導・助言
- (5) 訓練、研修会の実施
- (6) 顕彰制度の活用
- (7) 活動機（器）材の貸出、資材の提供
- (8) 地域防災リーダーの育成

第3節 自主防災体制の整備

地域において、市民及び事業者の自主的な防災活動が、被害の拡大防止に果たす役割が大きいことを踏まえ、ボトムアップ型の地域コミュニティ活性化を促進する。

第1 地区防災計画の策定

市内の一定の地区（自治会）内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第4節 消防団の充実強化

地域防災力の充実強化は、市民、自主防災組織、消防団（水防団兼務）、市、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であり、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化に関する事項について定める。

第1 内容

1 実施機関等

- (1) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、消防団の充実強化を図る。
- (2) 市民は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、地域における防災活動への積極的な参加に努める。
- (3) 事業者は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮する。
- (4) 大学等は、その学生の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、協力する。

2 充実強化対策

- (1) 市の取り組み
消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進する。
 - ① 消防団と自主防災組織等や防災リーダー・防災士等が連携して行う訓練、研修の実施
 - ② 消防団員に対する必要な資格の取得など実践的な教育訓練の実施
 - ③ 消防団活動の安全管理マニュアルの策定
 - ④ 消防団員の処遇の改善
 - ⑤ 消防団の車両・資機材等の改善
 - ⑥ 消防団の活動拠点施設の整備
 - ⑦ 女性消防団員の確保に向けた加入促進活動・環境整備
 - ⑧ 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等による消防団員の確保
 - ⑨ 大学等の協力による消防団員の確保
 - ⑩ 市民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進

第5節 企業等の地域防災活動への参画促進

企業等の事業所が災害時において、従業員・顧客等の安全確保と、地域の防災活動における貢献、地域との共生、及び迅速な復旧と事業の継続を行えるよう、以下のとおり企業等の地域防災活動への参画促進に努める。

第1 災害時に企業等が果たす役割

市内の企業等は、次の役割を果たすものとする。

- (1) 従業員、顧客等の安全確保
- (2) 被災従業員への支援
- (3) 二次災害の防止
- (4) 事業の継続、経済活動の維持
- (5) 地域貢献・地域との共生
- (6) 地元自主防災組織との連携

第2 企業等の平常時対策

- (1) 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努めることとする。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めることとする。

- ① 事業継続計画（BCP）の作成、点検・見直し

〔事業継続計画〕

企業が災害等に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画

- ② 防災計画、防災マニュアルの作成、点検・見直し
 - ③ 防災組織（自衛消防（防災）組織）の育成
 - ④ 防災訓練の実施
 - ⑤ 地域の防災訓練への参加
 - ⑥ 防災体制の整備
 - ⑦ 復旧計画の作成、点検・見直し
 - ⑧ 防災資機材、物資の備蓄
 - ⑨ テレワークや時差出勤、計画的休業等の災害時の従業員の不要不急の外出を抑制するための環境整備
 - ⑩ 従業員の消防団への入団等、消防団への積極的な協力 等
- (2) 市は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行う。

第3 企業等の自衛防災組織

市内の企業等は自衛防災体制を整備・充実させるものとする。

自衛防災組織の育成指導及び事業継続計画、自主防災計画等の作成支援、防災訓練等への参加促進並びに防災に関するアドバイスを行う。

1 対象施設

- (1) 多数の者が利用する施設（中高層建築物、集会所、宿泊施設、学校、病院、大規模小売店等）
- (2) 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵又は取り扱う施設）
- (3) 多数の従業員が働く事業所等で、自衛防災組織を設置することが効果的な施設
- (4) 複数の事業所が共同して自衛防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等

2 計画の作成

- (1) 予防計画
 - ① 予防管理組織の編成
 - ② 火気使用施設、危険物、指定可燃物等の点検整理
 - ③ 消防用設備等の点検整備
- (2) 学習訓練計画
 - ① 防災学習
 - ② 防災訓練
- (3) 応急対策計画
 - ① 応急活動組織の編成
 - ② 情報の収集伝達
 - ③ 出火防止及び初期消火
 - ④ 避難誘導
 - ⑤ 救出救護

3 防災組織の活動

- (1) 平常時
 - ① 防災訓練
 - ② 施設及び設備等の訓練整備
 - ③ 従業員等の防災に関する教育の実施
- (2) 災害時
 - ① 情報の収集伝達
 - ② 出火防止及び初期消火
 - ③ 避難誘導
 - ④ 救出救護

第4章 堅牢でしなやかな防災基盤の整備

「減災」の視点に立った都市構造の整備、強化に努める。

第1節 市街地等の防災構造の強化

災害に強い都市づくりを進めるため、市街地内の公共空間の整備について配慮すべき事項を定める。

第1 安全・安心な都市づくりの推進

- (1) 加東市都市計画マスタープランに位置づけられた安全・安心な都市づくりの方針に十分配慮しつつ、加東市都市計画マスタープランと市街地の防災に関する事項に関して、本計画と整合を図ることとする。
- (2) 次の点に配慮し、地域総体として安全・安心な都市づくりに取り組んでいくこととする。
 - ① 都市機能を分散配置し、バランスのとれた交通体系を構築して、災害に強い地域構造を構築すること。
 - ② 体系的な防災拠点の整備により広域的な都市の防災機能を強化すること。
- (3) 平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

第2 市街地等の防災構造化

住宅等が密集した市街地等においては、災害時には大きな被害が想定されるため、建築物の耐震化や不燃化の推進、道路や公園、広場などのオープンスペースを確保するとともに、緑地や生垣などの緑の確保に努め、災害に強いまちづくりを目指す。

第3 市街地等を連絡する道路ネットワークの確保

市域には、集落が散在しているため、災害時には道路ネットワークが遮断され、孤立する地区（自治会）の発生が想定される。このため、孤立するおそれのある地区（自治会）については、緊急輸送道路などの幹線道路と複数の市道等でネットワークするよう、市道等の整備に努める。

また、災害対策拠点や防災拠点などの拠点施設と緊急輸送道路のネットワークを確保し、迅速な災害対応に備える。

第4 幅員狭小区間道路の解消等

一部の地域では、道路幅員が狭いため、消防車などによる救援・救助活動に支障をきたす場合が想定される。このため、道路改良や安全施設の整備等を図り、救援・救助活動が可能となるよう、環境整備に努める。

第5 その他施設の整備

1 公営住宅

公営住宅の建設又は建て替えにあたっては、不燃化を図るとともに、緑地の確保に努め、火災等に強い住宅供給に努めるものとする。

2 公園施設の整備

公園管理者は、公園施設が災害時に避難地として機能するよう、広場の確保又は整備に努めるものとする。

3 学校施設の整備

学校管理者は、学校施設が災害時における地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮し、施設の安全性の向上に努めるものとする。

4 農業防災施設の整備

農業の効率的、安定的な生産性を確保するために、農業生産基盤、生活基盤及び環境基盤として農地の保全や排水施設の整備等の推進に努める。

第2節 水害防止施設等の整備

河川の氾濫及びため池の堤防決壊等による災害防止を図るための対策について定める。

第1 河川施設の整備

国や県等が実施する河川改修整備等に協力するとともに、市管理河川の河川改修整備等に努める。

第2 内水の排除対策の推進

台風や集中豪雨等による、慢性的な湛水被害を防止するため、排水施設の新設や増設に努め、関係機関にも要請する。

また、平成24年度加東市内水基礎調査結果に基づいた解析を行い、内水浸水被害防止に努める。

第3 ため池施設の整備

ため池管理者に対し、県が行うため池の決壊等による災害を未然に防止するための「豊かなむらを災害から守る月間」(6月1日～6月30日)を中心とした、ため池の点検・改修の技術指導、防災意識の周知徹底及び防災体制の整備等の指導に協力する。

また、豪雨等によるため池施設の被害を防止するため、県が実施するため池等整備事業に協力する。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池について、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を市民に提供する。

資 料

- 2-1 重要水防箇所一覧
- 2-2 要監視ため池一覧
- 2-4 堤高15m以上の農業用ため池・ダム一覧

第3節 防災基盤・施設等の整備

「災害時に強い安全安心なまちづくり」を進めるため、重点的に実施する必要がある防災基盤の整備の推進について定める。

第1 防災基盤整備事業計画

本計画及び防災に関する調査の結果等に基づき、次のような施設・設備の整備を要する場合は、整備事業計画を策定し、事業促進に努める。

また、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定に当たり、あらかじめ県と協議する。

防災基盤整備事業の概要

区 分	事 業 例
消防防災施設 整備事業	防災拠点施設、初期消火資機材、消防団に整備される施設、消防本部又は消防署に整備される施設、防災情報通信施設等

第2 防災基盤整備事業の実施

地域防災計画等に基づき、防災基盤整備の計画的執行に努める。また、所有者不明土地を活用した備蓄倉庫の整備等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を検討する。

市が計画している防災基盤整備事業は、資料編のとおりである。

資 料

15-1 防災基盤整備事業

第4節 地盤災害の防止施設等の整備

地盤災害に係る被害を未然に防止し、又は軽減するために必要な整備について定める。

第1 砂防設備の整備

1 砂防事業の推進

土砂の流出による被害を防止するため、県が実施する砂防設備の整備等に協力する。

2 土砂災害警戒区域（土石流）等の把握と市民への周知徹底

土砂災害警戒区域（土石流）等に対する警戒避難体制の整備に資するため、県が実施する、土砂災害警戒区域図等の市民への閲覧及び周知に協力する。

3 土石流防止対策の普及啓発

土石流災害を未然に防止するため、「土砂災害防止月間」（6月1日～6月30日）を中心に県が実施する、砂防指定地等の点検指導、防災意識の周知徹底及び防災体制の整備推進に協力する。

市内の土砂災害警戒区域（土石流）等箇所一覧は資料編に示す。

第2 地すべり防止施設の整備

1 地すべり対策事業の推進

地すべりによる被害を防止するため、県が実施する地すべり防止施設の整備等に協力する。

2 土砂災害警戒区域（地すべり）等の把握と市民への周知徹底

土砂災害警戒区域（地すべり）等に対する警戒避難体制の整備に資するため、県が実施する、土砂災害警戒区域図等の市民への閲覧及び周知に協力する。

3 地すべり防止対策の普及啓発

地すべり災害を未然に防止するため、「豊かなむらを守る月間」（及び「土砂災害防止月間」）を中心に県が実施する、地すべり防止区域の点検指導、防災意識の周知徹底及び防災体制の整備推進に協力する。

市内の土砂災害警戒区域（地すべり）、地すべり防止区域等の指定状況は資料編に示す。

第3 急傾斜地崩壊防止施設の整備

1 急傾斜地崩壊対策事業の推進

急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、県が実施する急傾斜地崩壊防止施設の整備等に協力する。

2 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）等の把握と市民への周知

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）等に対する警戒避難体制の整備に資するため、県が実施する、土砂災害警戒区域図等の市民への閲覧及び周知に協力する。

3 急傾斜地崩壊防止対策の普及啓発

「土砂災害防止月間」を中心に県が実施する、市民へのがけ崩れの危険性についての周知徹底及び防災意識の普及に協力する。

4 急傾斜地崩壊危険区域の指定に伴う措置

県が実施する急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域内における行為制限、防災措置の勧告、改善命令等の災害の未然防止措置に協力する。

市内の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）等箇所一覧は、資料編に示す。

第4 治山施設の整備

1 治山事業の推進

山崩れ等による被害を防止するため、県が実施する治山事業に協力する。

2 治山施設の点検

地震及び梅雨期・台風期における山地災害を未然に防止するため、毎年6月を重点的に県が実施する、危険地区を中心とした治山施設等の点検に協力する。

第5 土地改良施設の整備

県実施による防災機能を持つ農地・農業水利施設等の整備、災害に強い農村を創るための土地改良施設の整備に協力する。

第6 宅地施設の整備

県に協力して宅地造成工事及び危険な既存住宅のがけ崩れ、又は土砂の流出を未然に防止するために必要な規制、その他の措置について実施する。

1 宅地造成工事に対する措置

宅地造成工事に伴い、がけ崩れ、土砂等の流出の発生を防止するため、宅地造成工事に対する県の行う指導に協力する。

2 既存宅地に対する措置

県が行う既存宅地における災害防止のための措置の指導に協力する。

3 宅地造成工事規制区域の指定にする措置

県の行う宅地造成工事規制区域の指定に伴う調査及び再調査に協力する。

第7 災害危険区域対策の実施

1 災害危険区域の指定

県との協議により、災害の危険の著しいと認められる地域において、建築基準法第39条に基づく「災害危険区域に関する条例」による災害危険区域の指定を県に要請する。

2 災害危険区域内の住宅除却又は移転対策

災害危険区域内に存する危険住宅の除却又は移転を行う者にその費用の一部を補助することができる。

(1) 危険住宅の除却等に要する経費

限度額 1,333千円

負担割合 国 1/2、県 1/4、市 1/4

(2) 危険住宅に代わる移転先住宅の建設又は購入に要する経費

限度額 6,210 千円（土地を取得しない場合 5,250 千円）

年利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息相当額等について助成

負担割合 国 1/2、県 1/4、市 1/4

第 8 地盤沈下の現況

播磨平野地域では、昭和 45 年の水準測量で一、二の水準点に事故と見られる変動があったものの、地盤沈下は特に認められない。

地下水位は 40 年以降著しい低下の傾向が見られたが、最近は横ばいなし、穏やかな減少傾向を示している。

当地域での年間揚水量は、水道用が主で約 4,600 万 m³となっている。

資 料

2-5 土石流危険箇所（土石流危険溪流・崩壊土砂流出危険地区）

2-6 地すべり危険箇所（地すべり危険箇所・地すべり防止区域・地すべり危険地区）

2-7 がけ崩れ危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険地区）

2-8 宅地造成工事規制区域の指定状況

2-9 土砂災害警戒区域（特別警戒区域含む）

第5節 交通関係施設の整備

多元多重の交通ルートの確保を考慮の上、災害に強い道路施設の整備及びヘリポート対策について定める。

第1 道路施設の整備

災害時における道路施設は、避難だけでなく、緊急輸送等の応急対策上の要の施設となるので、施設の耐震補強等について国、県の管理するものによってはそれぞれに要請するとともに、市が管理するものによっては、同様の補強を行うものとし、災害に道路ネットワークの整備に努める。

第2 災害時用臨時ヘリポートの整備

災害用臨時ヘリポートを常に使用可能な状態に確保しておくとともに、使用が不可能になった場合の代替施設の確保に努める。避難所の開設状況を踏まえ、学校のグラウンド等を臨時ヘリポートとして使用できるよう、平常時から学校関係者と協議する。

資料

8-8 ヘリコプター臨時離発着場一覧

第6節 ライフライン関係施設の整備

市域における、電力、ガス、電気通信、上下水道のライフライン施設の防災性及び代替性を確保し、災害に強いライフラインづくりを目指す。

第1 電力施設の整備等

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電力施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

1 関係機関との相互連携協力体制の構築

関西電力送配電(株)は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。

(1) 市との協調

平常時には市の防災会議等への参画、最低年1回の連絡窓口等の相互確認を実施し、また、災害時には対策組織が市の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

① 防災会議等への参画

防災会議等には、委員を推薦し参加させる。また、地域防災計画の作成や被害想定を検討等に関し、必要な資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。

② 災害対策本部等との協調

この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。

ア 災害に関する情報の提供及び収集

イ 災害応急対策及び災害復旧対策

(2) 防災関係機関との協調

地方气象台、消防署、自衛隊、警察等の防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等、相互連携体制を整備しておく。

(3) 他電力会社等との協調

他電力会社、他一般送配電事業者等、協力会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

(4) 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策

非常事態において、広域的な連絡体制を早期に確立し、市や関係機関等と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

① 災害時のオープンスペース利用等に関する市との情報共有

② 復旧に係る協働体制等に関する自衛隊との協定締結

③ 災害時優先道路の緊急通行に係る警察等との連携

④ 工業用水等の早急な確保等に係る自治体等との協議の実施

⑤ 災害時の設備調査等の協力に関する電気工事組合等との協定締結

⑥ 燃料利用等に関する関係企業との協定締結

⑦ 他のライフライン事業者や報道機関等と災害時のリアルタイムな情報共有化を目的とした「Lアラート」の活用

(5) 地域貢献

市民の安全確保に寄与する取組みとして、関西電力送配電(株)の施設への帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、市等から要請が

あった場合は検討・協力する。

2 災害予防に関する事項

(1) 防災教育

関西電力送配電㈱は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(2) 防災訓練

関西電力送配電㈱は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、市が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) マニュアル類の整備

関西電力送配電㈱は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

3 復旧用資機材等の確保及び整備

関西電力送配電㈱は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。

(1) 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 復旧用資機材の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。

(4) 復旧用資機材の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

(5) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

(6) 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

第2 ガス施設の整備等

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にするガス施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

1 大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱の取組

大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱は、次の内容により施設の整備等を推進することとする。

(1) 防災システムの強化

① 保安用通信設備

ア 本社を中心にして、データ伝送、指令電話、移動無線は、全て無線化しており、本社、製造所、地区導管本部、供給所及び高圧ステーション間は、ループ

化された無線通信回線で運用している。

イ 無線通信網をより強固にするため、通信システムの多重化を実施することとする。また、ポータブル衛星通信設備を6箇所配備している。

ウ 万全を期するためバックアップ設備の設置を計画し、常時、都市ガスの供給状態を把握し、保安体制のコントロールを可能にすることとする。

② 災害応急復旧用無線電話

災害応急復旧用無線電話を本社及び事業所に設置し、有線不通時にも社内の通信連絡、災害対策機関との通信を確保することとする。

③ 内閣府中央防災無線

本社に内閣府中央防災無線が設置され、有線不通時における国等防災関係機関との通信が確保されている。

(2) 防災体制の整備

① 要員の確保

被害状況に応じて社員及び協力会社作業員を必要な作業工程ごとに効率的に編成動員するため、職能別に要員を把握するとともに、定期的に見直しを行うこととする。

② 教育訓練

災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行うとともに、年1回全社規模での訓練を実施することとする。

(3) 巡回点検計画の立案と実施

風水害対策計画として、あらかじめ風水害の発生が予想される際に巡回点検する主要供給路線、橋りょう架管及び受水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を定めておくこととする。

2 (一社) 兵庫県LPガス協会の取組

(一社) 兵庫県LPガス協会は、次の内容によりLPガス施設の防災体制の整備等を推進することとする。

(1) 防災システムの強化

① 集中監視システムの導入

電話回線等によって24時間消費先のガス漏れを監視する集中監視システムの導入を進める。

また、このシステムを、震度情報の収集及び福祉の緊急通報システム(救急コール)にも活用することとする。

② 安全機器の取り付け促進

消費に係る安全機器(マイコンメーター、ヒューズコック及びガス漏れ警報器)の普及率は、ほぼ100%に達している。

また、災害時にLPガス容器の流出及びガス漏洩を防ぐ放出防止型高圧ホースの普及に努める。

(2) 防災体制の整備

① 要員の確保

被害状況に応じて各事業所の社員が出動し、地域の保安を確保する体制が整備されている。

② 相互協力体制の確立

ア (一社)兵庫県LPガス協会、(一社)大阪府LPガス協会、(一社)奈良県LPガス協会、(一社)京都府LPガス協会、(一社)和歌山県LPガス協会、(一社)滋賀県LPガス協会、(一社)福井県LPガス協会で組織する「近畿LPガス連合会」の相互支援協定により、大規模災害時の相互支援体制を整備している。

イ 大阪ガス(株)と「ガス漏洩通知等に対する連携についての協定」を締結し、二次災害の防止を図る。

ウ (一社)日本コミュニティーガス協会近畿支部に設置された各府県防災会(近

畿2府5県それぞれの府県に設置)との連携により、簡易ガス事業に関する災害対策に対応することとしている。

- ③ 防災訓練等の実施と参加
災害を想定した防災訓練を実施するとともに、市が実施する防災訓練に積極的に参加することとする。
- (3) 災害防止のための普及・啓発活動の実施
 - ① 年間を通じ、市内又は周辺市町でLPガス使用家庭の主婦を対象とした消費者安全教室を開催し、災害時における緊急対策の周知を図ることとする。
 - ② 兵庫県内で一定の被害が想定される場合及び緊急対策放送が必要な場合等に、「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、容器バルブの閉止等を周知する放送を(株)ラジオ関西が自動的に可能な限り反復して放送することにより、早期にLPガスの対応について周知を図る。
 - ③ 各事業所は、消費者に対し、災害時におけるLPガスの緊急対応について周知を図る。
 - ④ 市が開催する各種のイベントに積極的に参加し、一般の消費者に対して、災害時に燃料の確保が容易なLPガス自動車とLPガス発電機の普及啓発に努める。

第3 電気通信施設の整備等

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

1 NTT西日本(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びNTTドコモビジネス(株)の取組

(1) 通信施設の強化

① 建物及び鉄塔

建物は、耐震・耐火構造とするほか、周辺の諸条件により保護施設(水防壁、水防板等)を設置している。

② 電力設備

- ア 停電対策用予備エンジンの設置、整備及び長時間容量蓄電池の設置
- イ 電力用各種装置の災害対策の整備、充実

③ 通信設備

- ア とう道(共同溝を含む)網の拡充
- イ 通信ケーブルの地中化の推進
- ウ 地下埋設物等、注意標識板の整備・充実
- エ 災害対策機関の2ルート化推進
- オ 主要な伝送路の多ルート構成、或いはループ化
- カ 中継交換機及びIP網設備の分散設置

(2) 災害対策用機材等の整備・点検

災害対策用機材として、通信途絶防止用無線網の整備を図るとともに、災害対策用機器の整備・充実を図る。

① 通信途絶防止用無線網の整備

- ア 可搬型無線機(TZ-403D)、可搬型デジタル無線方式(11P-150M)

② 災害対策用機器の整備・充実

- ア 応急復旧ケーブル
- イ 非常用可搬型デジタル交換装置、汎用多重化装置、衛生車載局、ポータブ

ル衛星通信システム

- ③ 移動電源車、可搬型発動発電機
 - ④ 排水ポンプ
 - ⑤ 復旧機材の備蓄
- (3) 防災訓練の実施
- ① 災害発生に備え、災害対策機器の取扱方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災訓練等を計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加することとする。
 - ② 演習の種類
 - ア 災害対策情報伝達演習
 - イ 災害復旧演習
 - ウ 大規模災害を想定した復旧対策演習
 - ③ 演習の方法
 - ア 広域規模における復旧シミュレーション
 - イ 事業所単位での、かけつけ・情報伝達演習
 - ウ 防災機関における総合防災訓練への参加

2 KDDI(株)の取組

- (1) 防災に関する関係機関との連絡調整
各事業所においては、必要に応じて市及び関係機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。
- (2) 社員の動員計画
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。
- (3) 社外関係機関に対する応援又は協力の要請
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食糧等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。
- (4) 防災に関する教育、訓練
- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図る。
 - ② 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係る情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常招集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策用機器の操作、消防・防水、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図る。
 - ③ 訓練実施に当たっては、被災想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行う。

3 ソフトバンク(株)の取組

ソフトバンク㈱は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。

(1) 電気通信設備の現況

大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施することとする。

① 停電対策

基地局やネットワークセンターには、停電時も安定した通信を確保できるように、予備電源や非常用発電設備を設置。また、重要拠点については燃料タンクを設置し、さらに燃料優先給油契約により円滑な燃料供給体制をとることとする。

② 伝送路対策

ネットワークセンター間及び複数の基地局の通信を通す基幹伝送路は、線路の冗長化や迂回路を用意して、通信が確保されるような対策を実施することとする。

(2) 自主保安体制の構築

① 対応マニュアルの徹底

速やかなサービス復旧が実現できるよう、対策（災害対応マニュアルの策定、緊急連絡網の整備等）を確立することとする。

② 非常時体制の編成と連絡網の整備

災害発生時に、ネットワーク障害に即応できる体制を編成して万々に備えることとする。

③ 災害対策用設備及び防災備蓄品の配備

災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材、予備品等を確保することとする。

(3) 防災訓練の実施

実際の災害を想定した訓練を実施し、訓練結果をネットワークの運用保守体制の見直し及び改善に反映し、協力会社との合同訓練も実施し、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図れるよう訓練することとする。

4 楽天モバイル㈱の取組

(1) 関係機関との連絡調整

災害対策を円滑に実施するために、電気通信事業者として、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、平素から社外関係機関と密接な連携を行う。

① 本社における対応

ア 総務省、内閣府及びその他関係政府機関並びに関係機関と防災業務計画に関し連絡調整を図る。

イ 災害時には国に設置される災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

ウ 円滑な災害復旧、重要通信の確保等を図るため、地域の統括・調整機能を発揮する。

② 地域における対応

ア 当該区域を管轄する関係機関、地方公共団体と防災業務計画に関し連絡調整を図る。

イ 平常時には当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には党が一合公共団体の各災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

(2) 通信設備等の高信頼化

電気通信設備等の防災設計を行い、災害が発生した場合においても通信を確保するために、主要な伝送路を多ルート構成又はリング構成とする等、通信網の整備を行う。

(3) 重要通信の確保

災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

(4) 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他災害対策用機器等を配備する。

(5) 防災に関する教育、訓練

災害の発生又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行しうよう、防災に関する教育を実施する。また、防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、災害予報・警報の伝達、通信疎通確保及び災害対策用機器の操作等の防災訓練を実施する。

第4 水道施設の整備等

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする水道施設の整備と、それに関連する防災対策について定める。水道事業者は、以下のとおり進める。

1 水道施設の整備

災害による断水・減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限に留めるための計画をたて、施設の新設・拡張・改良計画にあわせて計画的に整備を進める。

また、上水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

(1) 重要度の高い基幹施設

① 浄水場、配水池等の構造物

② 主要な管路

(2) 防災上重要な施設

① 避難所、救急病院

② 社会福祉施設

(3) 水道施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な施設

① 情報伝送設備

② 遠隔監視・制御設備

③ 自家発電設備

2 水道施設の保守点検

水道施設の維持管理に当たり、取水、導水、浄水、送水、配水施設等の巡回点検を行う。

また、災害発生時に万一被災した場合には、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、迅速な復旧に努める。

3 水道施設の更新等

老朽施設（管路）を、次のような施設へ計画的に更新する。

(1) 耐震性の高い管材料の採用

(2) 耐震性伸縮可撓継手の採用

4 断水対策

基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域ブロック化（緊急性遮断弁の設置）による被害区域の限定化を図る。

5 図面の整備

緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。

6 系統間の相互連絡

導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

7 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく相互応援活動

県内の各市町及び各水道事業者において締結された「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」をはじめ、「災害発生時における日本水道協会関西支部内の相互応援に関する協定」に基づき、災害対策資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等、必要な事項の協議及び調整を定期的に行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努める。

8 水道災害対策行動指針等の作成

応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成するよう努める。

9 災害時用の資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

10 教育訓練及び平常時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災担当と連携して、平常時から、次の事項を中心とした教育訓練等を実施する。

(1) 職員に対する教育及び訓練

① 教育

防災体制・災害救助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催

② 訓練

動員・行動計画に基づく訓練

(2) 市民に対する広報及び訓練

① 広報

事前対策及び災害対策、飲料水の確保、給水方法の周知徹底、水質についての注意、広報の方法

② 訓練

給水訓練等

第5 下水道施設の整備等

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする下水道施設の整備と、それに関連する防災対策について定める。

下水道施設管理者は、災害時においても下水道の機能を保持することができるよう、重要施設について被災を最小限にとどめるための計画をたて、施設の新設・増設・改築にあわせて計画的に整備を進める。

また、下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるように、あらかじめ体制の構築に努める。

1 下水道施設の保守点検

下水道施設の風水害による被害を軽減するとともに、被害の発見及び復旧を迅速に行うため、施設の状況を把握しておくとともに、平常時の巡視及び点検を行い、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。また、必要に応じて災害対策を講じておく。

- (1) 下水道台帳の整備
- (2) 既往災害履歴の作成
- (3) 日常点検保守
- (4) 被災の可能性が高い箇所の把握

2 災害時用の資機材の整備

緊急措置及び応急復旧に必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

3 教育訓練及び平常時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災担当と連携して、平常時から教育訓練及び市民に対する広報等を実施する。

第5章 その他の災害予防対策の推進

突発性の重大事故の発生を予防するための備えを充実する。

第1節 危険物等の事故の予防対策の推進

危険物等による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、予防対策について定める。

第1 危険物の保安対策の実施

消防法別表に定める危険物による災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱いする施設（以下「危険物施設」という。）及び防災関係機関の予防対策を推進する。

1 危険物施設の保安対策

- (1) 危険物施設の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、危険物に関係する法令の規定を遵守するとともに、自己の責任において保安対策を推進し、危険物の災害予防に万全を期する。
- (2) 危険物施設の所有者等は、施設規模、取扱危険物の種類等に応じて、危険物の規制に関する政令の定めるところにより、危険物保安総括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を選任し、適正な施設管理及び取扱基準を遵守する。
- (3) 危険物施設の所有者等は、次の保安対策を実施する。

① 自主保安体制の確立

防災訓練、保安教育等を実施し、防災意識の高揚及び防災に関する知識・技術の向上を図り、火災、爆発等の災害発生を防止するための自主保安体制の確立に努める。

また、施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。この場合において、危険物施設の風水害対策ガイドライン（ver 2）（総務省消防庁通知 令和3年3月30日付け消防災第41号・消防危第49号の別添1）を活用するものとする。

② 事業所相互の協力体制の確立

危険物施設が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に連絡協調して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動に努める。

③ 市民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する場合は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討することとする。

2 北はりま消防本部の保安対策

- (1) 北はりま消防本部は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物施設の規制を行う。
- (2) 北はりま消防本部は、監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施する。
 - ① 危険物施設の把握と防災計画の策定
危険物施設及び貯蔵され取り扱われる危険物の性質及び数量を把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。
 - ② 監督指導の強化
危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を強力に実施して、関係法令を

遵守させる。

③ 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防除の具体的な方法について視聴覚教育を含む的確な教育を行う。

第2 高圧ガスの災害予防対策の実施

高圧ガスによる災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。

1 高圧ガス関係事業所における防災体制の整備

高圧ガス関係の事業者は、災害発生時に冷静にかつ有効な防災活動を実施し、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(1) 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

(2) 連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立する。

(3) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。

(4) 相互応援体制の確立

大規模災害が発生し、一つの事業所では対応できない場合に備えて、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

(5) 防災資機材の整備

① 事業所は、防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

② 事業所は、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

(6) 保安教育の実施

従業員等に対して定期的に保安教育を実施し、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させる。

(7) 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

2 消防機関

北はりま消防本部は、事業所に対して防災資機材等の整備促進及びその管理について指導する。また、報告の協力を求め、提供可能な防災資機材の種類及び数量を把握する。

3 関係機関等

関係機関は、高圧ガスにかかる災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が実施できるように定期的な総合防災訓練の実施に努める。

第3 火薬類の災害予防対策の実施

火薬類による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。

1 火薬類関係事業所における警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害・事故が発生するおそれのあるとき、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を確立する。

(1) 警戒体制の発令

雷の発生及び火薬庫付近での山火事の発生等により事業所が警戒事態となったとき、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を発令する。

(2) 警戒措置の実施

① 事前調査

落雷への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形、落雷の頻度等の地域的特性等を事前調査する。

② 警戒実施

警戒体制が発令されたとき、現場巡回等の天候の状況に応じた警戒措置を実施する。

(3) 作業規制

天候の状況に応じて、発破作業の中止等の作業規制を行う。

2 火薬類関係事業所における防災体制の整備

事業者は、災害発生時に冷静にかつ有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(1) 防災組織の確立

防災組織の編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

(2) 連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立する。

(3) 緊急動員体制の確立

災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。

(4) 相互応援体制の確立

災害が発生し、一つの事業所だけでは対応できない場合に備えて、関係事業所との相互応援体制を確立する。

(5) 保安教育の実施

従業員等に対して定期的に保安教育を実施し、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させる。

(6) 防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

第4 毒物・劇物の災害予防対策の実施

毒物又は劇物の保管施設等からの流失等による保健衛生上の危害を防止するための予防対策について定める。

1 毒物・劇物取扱事業者

台風の接近等により事業所に災害・事故が発生するおそれのあるとき、毒物・劇物取扱事業者は天候の状況に応じた警戒体制を確立する。

(1) 警戒体制の発令

台風の接近、大雨等の各注意報・警報の発令等により事業所が警戒事態となったとき、毒物・劇物取扱事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を発令する。

(2) 警戒措置の実施

① 事前調査

河川からの鉄砲水、土砂崩れ等への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形等の地域的特性等を事前調査する。

② 警戒実施

警戒体制が発令されたとき、現場巡回等の天候の状況に応じた警戒措置を実施する。

2 関係機関

関係機関は、以下に示す対策を行う。

- (1) 毒物・劇物取扱事業者に対し、常に毒物及び劇物取締法に規定する登録基準等に適合する施設を維持させるとともに、立入指導又は文書等により適正な取扱い及び危害防止のための応急の措置を講じるよう指導に努める。
- (2) 毒物・劇物営業者に対し、毒物又は劇物によって市民の保健衛生上の危害を生ずるおそれがあるときは、直ちに県健康福祉事務所、県警察本部又は消防本部に届け出るとともに、危害防止のための応急措置を講じるよう指導する。
- (3) 毒物・劇物を業務上取り扱う者のうち、事業場ごとに届出を要する者（電気めっき事業者、金属熱処理事業者、運送事業者、白あり防除事業者）に対しても、同様の指導を行う。
- (4) 北はりま消防本部は、毒物・劇物を業務上取り扱う者のうち、届出を要しない者の実態把握にも努める。

第2節 大規模事故災害予防対策の推進

第1 交通安全の確保

大規模事故による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、予防対策について定める。

1 交通の安全のための情報の充実

警察と連携して、広く市民の交通安全の普及・啓発に努めるため「交通安全運動」等を推進する。

2 安全な運転の啓発及び運行の確保

市、警察等は、自動車等の運転者の安全運転教育等の充実に努める。

また、企業・事業者等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全管理対策の推進及び自動車運送事業者等の行う運行管理の充実を図るとともに、交通労働災害の防止等を図るための取り組みを支援する。

3 情報の収集・伝達体制の整備

- (1) 市、消防本部、鉄道事業者、道路管理者等は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・伝達体制の整備を図るものとする。
- (2) 機動的な情報収集を行うため、必要に応じ、車両などの多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。
- (3) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・伝達に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備に努める。
- (4) 民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第2 災害応急活動体制の整備

1 職員の体制の整備

災害発生時における職員の体制をあらかじめ取り決めておく。

2 関係機関との連携体制の整備

事故災害時における円滑な連携確保を図るため、平常時から定例的な情報交換の場づくりや現地調整所等の設置を想定した訓練の実施等により連携強化に努める。

第3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

1 捜索活動関係

捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努める。

2 救助・救急関係

- (1) 救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (2) 警察、自衛隊等の保有資機材の情報交換に努める。
- (3) 負傷者の迅速な搬送のため、学校のグラウンド等が避難所として使用されていない場合に臨時ヘリポートとして使用できるよう、平常時から関係者間で協議、調整を図る。

3 医療活動関係

- (1) 市及び医療機関は、負傷者が多人数に上る場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄等に努める。
- (2) 災害発生時の第一報（災害発生の場所、規模等）が重要であることから、あらかじめ、次の機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関との連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。
 - ① 鉄道事業者又は道路管理者と医療機関、消防本部、市
 - ② 消防本部と医療機関
 - ③ 医療機関相互
- (3) 県が行う初動時における災害対応病院を中心とした災害現場への迅速な救護班派遣体制整備に協力する。
- (4) 医療機関は、県警察本部等と連携し、自動車からの危険物等の流出事故など化学物質をはじめとする、様々な物質を想定した行動マニュアルの策定、マニュアルに基づいた訓練、化学物質等の特性や資機材の取り扱いに関する研修を行うとともに、個人的防護装備（ヘルメット、毒ガス用マスク、防護衣、手袋等）、情報伝達用装備（災害救急医療端末、防災無線、携帯電話、ファクシミリ等）、医療用装備（簡易ストレッチャー、点滴台、救急医薬品、救急医療用具等）等の装備品の、必要に応じた備蓄を検討するものとする。

4 消火活動関係

- (1) 北はりま消防本部は、平常時より消防機関相互の連携強化を図る。
- (2) 消防ポンプ自動車等の消防用機械及び資機材の整備促進に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。
- (3) 道路管理者、消防機関等は、平常時より機関相互の連携強化を図る。

第4 緊急輸送活動等への備え

1 緊急輸送活動への備え

- (1) 県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地の活用を図り、災害時における航空輸送を確保する。
- (2) 警察と連携し、発災後において交通規制が実施された場合、車両の運転手の義務等について周知を図る。

2 危険物等の流出時における防除活動関係

北はりま消防本部、道路管理者等は、危険物等の流出等に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

3 関係者等への的確な情報伝達活動関係

- (1) 市等は、発災後の経過に応じて被災者の家族等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- (2) 大規模事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備に努める。

第5 雑踏事故の予防

1 主催者等への周知

関係部署間で調整を図りながら雑踏事故の防止に関して、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努める。

- (1) 行事の開催等に当たり、行事内容、警備体制、事故発生時の対応体制等について、事前に警察、北はりま消防本部及び（一社）小野市・加東市医師会等と連絡調整を行う。
- (2) 行事等の規模、内容等に応じて実施計画において次の事項を定める。
 - ① 会場及び周辺の施設の配置等を勘案した警備員等の配置及び警察との連絡体制
 - ② 北はりま消防本部への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応並びに北はりま消防本部及び災害拠点病院等の医療機関と連携した救急・救護体制
 - ③ 事故発生時に負傷者を受入れる医療機関の確保など医師会及び医療機関との協力体制
 - ④ 事故発生直後に第一報を入れるべき機関の一覧及び連絡先
- (3) 行事等の実施計画の内容を十分に検討するとともに、施設管理者、市、北はりま消防本部、警察等に助言等を求めるなど、事故防止に万全を期す。
- (4) 行事等の会場及び周辺の施設等の配置、人出の予想及び周辺の医療機関の状況等から必要と認められる場合は、救護のための場所をあらかじめ確保し、医師会等から協力を得て現地への医療関係者の派遣を受ける。
- (5) 行事等の参加者に雑踏事故の危険性を認識させ、雑踏の中で歩行する際には、主催者、警備員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう呼びかける。

2 広域支援の調整

行事等の主催者等から要請があった場合で、行事等の規模、開催場所等を考慮し、広域支援を行う必要があると判断したときは、行事等の実施計画に関する関係機関の協議の場に参画し、情報伝達体制、広域支援等について助言する。

3 医療機関等の措置

- (1) 医師会は、行事等の主催者から事故発生時に負傷者等を搬送する医療機関、医療関係者の派遣等について協力を求められた場合は、これに協力する。
- (2) 医師会から事故発生時の負傷者等の受入れ、医療関係者の派遣等について協力を求められた医療機関は、行事等の主催者、北はりま消防本部等と連絡をとり、これに協力する。

4 北はりま消防本部の措置

事故発生に備え、次のとおり警戒体制を構築する。

- (1) 事故発生時の主催者の対応体制について、事前に主催者と調整を行うとともに、必要な警戒体制を確保する。
- (2) 特に緊急車両の進入路を確認するとともに、必要に応じ、その確保を主催者に要請する。また、行事等が市の境界付近において開催される場合には、隣接消防機関との連携に十分配慮する。
- (3) 医師会、医療機関（特に災害拠点病院）との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関の救急体制を確認し、多数の負傷者が発生した場合に、災害救急医療情報システムを活用し、医師の派遣の要請及び隣接地域等を含めた収容医療機関の確保を的確に行うことができるよう努める。
- (4) 行事等の開催中においては、会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な情報を収集し、状況を的確に判断できるよう努める。

第6 防災関係機関の防災訓練の実施

1 各機関の訓練の実施

鉄道事業者、道路管理者、北はりま消防本部、市、指定地方行政機関等は、相互に

連携し、次の種類の訓練を実施するものとする。

- (1) 図上訓練
関係機関、または一部関係機関の訓練担当者による机上での訓練
- (2) 部分訓練
各関係機関の役割分担を中心とした訓練
- (3) 情報伝達訓練
関係機関の情報伝達を中心とした訓練
- (4) 総合訓練
関係機関が、それぞれの訓練の成果を基に実施する総合的な訓練

2 訓練への参加

市、関係する指定地方公共機関は、国、鉄道事業者等の実施する防災訓練に積極的に参加し、関係機関の連携、役割分担等について確認するものとする。

3 訓練の工夫

各機関が訓練を行うに当たっては、多様な形態の大規模事故を想定するなど、実践的なものとなるよう工夫するとともに、相互の連携体制等の整備を図るものとする。

4 事後評価

各機関は、訓練後には評価の場を設けて課題の検討などを行い、必要に応じて相互の連携体制等の改善を行うものとする。

第3節 原子力等事故災害予防対策の推進

原子力等の事故による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、予防対策について定める。

第1 防護措置にかかる体制の整備

市及び北はりま消防本部は、放射性同位元素取扱事業所の立地状況等も踏まえ、次に掲げる体制の整備に努める。

- (1) 情報収集・伝達体制の整備
- (2) 活動用資機材（放射線計測資機材、放射線防護資機材を含む）の整備
- (3) 職員の研修・訓練（放射線計測、放射線防護〔除染を含む、放射線による影響等に関する研修〕訓練を含む）
- (4) 事業所等の把握
- (5) 原子力災害に対応可能な医療機関の把握

第2 原子力防災に関する知識の普及啓発

市及び北はりま消防本部は県の行う市民に対する知識の普及、啓発活動に協力する。

第3 要配慮者支援対策の強化

「第2章 第14節 要配慮者対策の充実」の節を参照

第4 県外からの避難の受入れ体制の整備

福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、福井県から避難者を受入れる。

1 想定される広域避難

- (1) 避難元市町
若狭町
- (2) 避難先地域
北播磨（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町）、丹波（丹波篠山市、丹波市）
- (3) 対象人口
13,104人

2 情報連絡体制の整備

- (1) 避難元府県・市町との情報交換
県外からの避難の受入れを迅速かつ円滑に行うことができるよう避難元府県、避難元市町と連絡先を交換する。
- (2) 避難者情報の共有
随時、避難元市町から、避難元市町の基礎的情報の提供を受け、情報の共有を受ける。
基礎的情報は、幼稚園・保育所・認定こども園の園児数、学校の児童生徒数、重点区域内の人口及び在宅の避難行動要支援者数、避難経路、避難手段等

3 広域避難の受入れ体制の整備

- (1) 組織体制の整備
広域避難を受け入れるための組織体制をあらかじめ定めておくこととする。
- (2) 避難所の指定

- 広域避難の受入れが可能な避難所をあらかじめ指定することとする。
- (3) 必要物資の把握、配布手順の確認
- 避難元市町から情報を踏まえ、各避難所における食料、飲料水及び生活必需品の必要数を把握しておき、速やかに必要な物資を発注できる体制を整備するよう努める。